

令和3年度

福島町議会

定例会12月会議会議録

令和3年12月8日 開会

令和3年12月8日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

目 次

令和3年12月8日（水曜日）第1号

○議 事 日 程	1 頁
○会議に付した事件	1 頁
○出 席 議 員	2 頁
○欠 席 議 員	2 頁
○出 席 説 明 員	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	2 頁
○開会・開議宣告	3 頁
○町 長 あ い さ つ	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	4 頁
○日程第2 諸般の報告	5 頁
○日程第3 行 政 報 告	12 頁
1 北海道マリンビジョン21促進期成会の中央要請活動について	
2 第2青函トンネル構想実現に向けた取り組みについて	
3 人事院勧告に基づく公務員の給与改定について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 福祉課の所管事項について	
(2) 産業課の所管事項について	
(3) 建設課の所管事項について	
教育行政報告	14 頁
1 幼児教育、学校教育	
(1) 小学校の学校選択制の結果について	
(2) 吉岡小学校のあり方について	
2 芸術文化・文化財について	
(1) 町民芸術鑑賞会について	
3 スポーツについて	
(1) 南北海道駅伝競走大会について	
○日程第4 報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について ...	15 頁
○日程第5 一般質問	17 頁
7 番 藤 山 大	17 頁
(1) 婚活事業を町として行ってみては	
8 番 小 鹿 昭 義	22 頁
(1) 漁港における放置船対策について	
5 番 川 村 明 雄	24 頁
(1) 町内山林等の寄付の増加と利活用構想について	
3 番 平 沼 昌 平	28 頁
(1) 当町の地域包括支援センターの方向性について	
○日程第6 議案第28号 岩部地区交流センター管理条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34 頁
○日程第7 議案第29号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35 頁

○日程第8	議案第30号	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38頁
○日程第9	議案第31号	福島町国民健康保険条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第10	議案第32号	第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	41頁
○日程第11	議案第33号	福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第12	議案第34号	令和3年度福島町一般会計補正予算(第6号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○日程第13	議案第35号	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	53頁
○日程第14	議案第36号	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	54頁
○日程第15	議案第37号	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	55頁
○日程第16	議案第38号	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算(第2号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	57頁
○日程第17	議案第39号	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	58頁
○日程第18	議案第40号	令和3年度福島町水道事業会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	59頁
○日程第19	発委第6号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	60頁
○休会	の議決		61頁
○休会	宣告		61頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告 6	福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について	12月8日	報 告 済
28	岩部地区交流センター管理条例の一部改正について	12月8日	原案可決
29	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	12月8日	原案可決
30	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	12月8日	原案可決
31	福島町国民健康保険条例の一部改正について	12月8日	原案可決
32	第5次福島町総合計画の変更について	12月8日	原案可決
33	福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立について	12月8日	原案可決
34	令和3年度福島町一般会計補正予算（第6号）	12月8日	原案可決
35	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12月8日	原案可決
36	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）	12月8日	原案可決
37	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12月8日	原案可決
38	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）	12月8日	原案可決
39	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	12月8日	原案可決
40	令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）	12月8日	原案可決
発委 6	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について	12月8日	原案可決

令和 3 年度

福島町議会定例会 1 2 月会議

令和 3 年 1 2 月 8 日（水曜日）第 1 号

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	報告第 6 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
日程第 5	一般質問
日程第 6	議案第 28 号 岩部地区交流センター管理条例の一部改正について
日程第 7	議案第 29 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 30 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第 31 号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 10	議案第 32 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
日程第 11	議案第 33 号 福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立について
日程第 12	議案第 34 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 13	議案第 35 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 14	議案第 36 号 令和 3 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 37 号 令和 3 年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 16	議案第 38 号 令和 3 年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 17	議案第 39 号 令和 3 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 18	議案第 40 号 令和 3 年度福島町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 19	発委第 6 号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について

◎会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	諸般の報告
日程第 3	行政報告
日程第 4	報告第 6 号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
日程第 5	一般質問
日程第 6	議案第 28 号 岩部地区交流センター管理条例の一部改正について
日程第 7	議案第 29 号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 30 号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 9	議案第 31 号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 10	議案第 32 号 第 5 次福島町総合計画の変更について
日程第 11	議案第 33 号 福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立について
日程第 12	議案第 34 号 令和 3 年度福島町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 13	議案第 35 号 令和 3 年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第14	議案第36号	令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第37号	令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第38号	令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第39号	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第40号	令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第19	発委第6号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について

◎出席議員（10名）

議 長	10番	溝 部 幸 基	副議長	9番	平 野 隆 雄
	1番	花 田 勇		2番	佐 藤 孝 男
	3番	平 沼 昌 平		4番	木 村 隆
	5番	川 村 明 雄		6番	杉 村 志 朗
	7番	藤 山 大		8番	小 鹿 昭 義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴 海 清 春	副 町 長	工 藤 泰
総 務 課 長	小 鹿 一 彦	企 画 課 長	住 吉 英 之
産 業 課 長	福 原 貴 之	産 業 課 参 事	川 合 力 哉
町民課長兼吉岡支所長	村 田 洋 臣	福 祉 課 長	小 鹿 浩 二
建 設 課 長	紙 谷 一	認定こども園福島保育所園長	吉 能 佳 織
福祉センター次長	(石 岡 大 志)	会 計 管 理 者	西 田 啓 晃
教 育 長	小野寺 則 之	事務局長兼給食センター所長	石 岡 大 志
農業委員会事務局長	(福 原 貴 之)	選挙管理委員会書記長	(小 鹿 一 彦)
代表監査委員	本庄屋 誠	監査委員補助員	(鍋 谷 浩 行)

◎職務のため議場に参加した議会事務局職員

議会事務局長	鍋 谷 浩 行	議会事務局議事係長	福 井 理 央
議会事務局主査	中 島 和 俊		

(開会 9時59分)

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和3年度定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

11月26日開催の第65回町村議会議長全国大会は、昨年に続き、新型コロナウイルス感染症対策として、都道府県役員中心の異例の開催となりました。

今年度のスローガンとして、「新型コロナウイルス感染症対策の徹底」、「地方交付税等の一般財源総額の充実確保」、「議会の機能強化、多様な人材確保」、「地方創生の実現による地域活力の再生」、「地域の実情に沿った分権型社会の確立等」を掲げ、令和4年度予算編成施策策定にあたって、具体的な28項目の要望を決議。

地方町村の現状は、総じて自主財源が乏しく、過疎高齢化、大規模自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大が深刻な影響を及ぼし、増大する役割に迅速・的確に対応しなければならない厳しい状況下で、持続可能な社会を確立する「真の地方創生・地方分権」を確立し、諸問題解決に向け、議会の機能強化、多様な人材の参画を目指す環境整備、脱炭素社会実現に向けた協力な取り組み等が必要であると、我々議会人が一致結束して果敢に行動していくことを誓うと宣言しております。

「議会の機能強化、多様な人材が参画する環境整備」についても、地方議会議員の位置づけ、権限、職務の明確化、議決事件に係る政令基準の廃止、厚生年金への地方議会議員加入、兼業禁止の緩和、地方議会議員の選挙制度改正、休暇・休業・復職制度の整備等10項目の実現を目指す特別決議をしております。

福島町議会としても、宣言・決議の主張をしっかり受け止め、厳しい状況を勘案し、より一層研鑽に励み、活発な議会活動を推進していかなければなりません。

師走となり、寒さも一段と厳しくなってきました。出席者各位には、お体ご自愛のうえ、本12月会議もまた、活発な討議が展開されますことを期待し、議事運営に協力をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和3年度福島町議会定例会12月会議を開会いたします。

◎町 長 あ い さ つ

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会12月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、定例会12月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

昨年から続いております、新型コロナウイルス感染症もワクチン接種などの普及に伴い、国内的には落ち着いている状況が続いております。ようやく日常を取り戻す作業が進められているところでございます。

しかし、新たなオミクロン株が欧州をはじめ世界各地で確認されていることから、日本においても年末から年明けにかけて警戒が必要であり、当町としても引き続き予防対策に万全を期して参ります。

政府は11月19日に新型コロナウイルスの影響を受ける暮らしや事業者への支援策などを柱とする財政支出総額55.7兆円の新たな経済対策を閣議決定し、また、26日には第3次補正予算31兆5,627億円が閣議決定され、現在、臨時国会において審議されているところでございます。

そのなかで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が6.8兆円計上され、うち地方単独分が1.2兆円ほど追加されておりますので、今後も国の動向に注視しながら、適切な予算執行に努めて

参りますので、予めご理解をお願いするものでございます。

さて、町内の前浜の状況についてですが、本議会で漁業協同組合への魚価低迷対策支援金をお願いしておりますが、主力の養殖昆布が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、魚価が低迷したことにより、コロナ前の令和元年度対比で35パーセント減と大幅な減収となっております。

また、管内におけるイカ漁も不漁が続いており、燃油の高騰と重なり漁業者は大変厳しい状況となっております。

浜では、来年の養殖昆布の収穫に向けた作業が始まっておりますが、来年夏の収穫に期待を寄せているところでございます。

それでは、本日の案件についてですが、まず、岩部地区交流センター管理条例の一部改正ほか、一部改正が3件となっております。

まず1点目の、岩部地区交流センター管理条例の一部改正については、指定管理者制度へ移行するにあたっての改正となっております。

2点目の福島町国民健康保険税条例の一部改正については、国保の広域化に伴う条例改正ほかとなっております。

3点目の福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の制度改正に準じて運営に関する基準の一部を改正するものでございます。

4点目の福島町国民健康保険条例の一部改正につきましては、国の健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行され、出産育児一時金等の支給額が改正となったことによるものであります。

次に、第5次福島町総合計画の変更についてですが、新型コロナウイルス感染症対策等により変更が生じたことによるものです。

続いて、福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立については、福島漁港の岸壁の拡幅工事により、新たに公有水面の埋立が必要になったことによるものです。

なお、補正予算につきましては、一般会計及び各特別会計の補正予算が7件となっております。

一般会計の補正予算の主なものですが、まず、歳出において、最近の燃油の高騰に対応するため、全世帯に対して冬のあったか応援給油券を給付するための事業及び新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種に要する費用と、子育て世帯の臨時特別給付支給事業などとなっております。

また、水産業における種苗生産等施設整備事業及び漁業生産基盤安定化支援事業などとなっております。

歳入につきましては、個人町民税の確定に伴う増、子育て世帯の臨時特別給付金支給事業及び新型コロナウイルスワクチン接種などの関連国庫補助金等の増、種苗生産施設整備事業などに対する道補助金の増並びに財政調整基金繰入金の増などによるものでございます。

そのようなことで、この度、ご審議いただく案件は、条例の一部改正が4件、計画の変更が1件、公有水面の埋立の承認が1件、補正予算が7件の計13件の案件のご審議をお願いするものでございます。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶にさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

6番杉村志朗議員、7番藤山大議員を指名いたします。

◎諸 般 の 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和3年度定例会12月会議の開会に際し、去る12月1日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、12月会議の審議日数については、本日から12月10日までの3日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会12月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告は、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

最初に、5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、諸般の報告の7ページをお開きください。

総務教育常任委員会の調査結果を開催日順に報告いたします。

調査事件4 吉岡小学校の今後の在り方について。

今年度の児童数が9名になったことから、今後の吉岡小学校の在り方について調査しました。

町が示した吉岡小学校の今後の方向性・学校選択制の取り扱いについては、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、吉岡小学校の今後の対応について。

町が示した方向性は、当面5年間は存続させ、5年経過後、児童数が10人を切った際に改めて保護者・地域等と検討するとのことですが、はじめに統合ありきではなく、地区住民の強い思い等を汲み上げながら柔軟に対応すべきと思慮します。

2、学校選択制について。

区域外を希望する児童については、現在の取扱要綱を改正し対応するとのことですが、住民に対する周知徹底を図ってください。

3、定住対策の推進について。

当該地域の出生数増加については、若年世代の養殖昆布業の着業者が大きな要因・成果となっていることから、新たな養殖業や定住対策に繋がる産業等、町内全域に展開する政策の推進に期待します。

次、8ページです。

調査事件5 行政評価について。

町・教育委員会から提出された事務事業評価に基づき、議会評価をしました。

当委員会が所管する39件の評価結果は、十分評価できるが1件、概ね評価できるが38件となりましたが、更なる事業の充実を期待しております。

また、来年度に向けては、評価シートの見直しを始めとした評価方法全般の改善と、目標設定のハードルを上げる検討、また、施設関連事業については、コロナ禍による利用者数減少が大きな要因と推察するので、統一的な対応をすべきであったと思慮いたします。

次、13ページをお願いします。

調査事件 6 所管関係施設・事業等の町内視察、執行方針の取り組みについて。

1 1 月 1 日現地視察と執行方針の取り組み状況について調査しました。

1、所管関係施設・事業等の町内視察について。

町の公共施設の建設費については、従来から北海道単価を用いておりますが、町独自の建設単価の設定を検討すべきと思慮いたします。

(1) 三岳 2 町内会館については、使い勝手の良い会館となりましたが、国道からの入口が分かりづらいため、看板等の設置を願います。

(2) 町有建物機能集約整備事業の進捗状況は、順調と判断します。文書保管庫等の整備については、周辺状況を総体的に勘案し、計画的に整備を進めてください。

2、執行方針の取り組み状況について。

(1) 次世代を担うリーダー等の養成。

なかでも、②各大学との包括連携の状況について。

包括連携協定に基づく東京農業大学との連携事業については、協定時の事業展開とは異なった状態にあり、再考察が必要と思慮します。

福島商業高校が実施した函館大学での模擬講座の受講等については、新たな進学先として選択肢が広がることから、来年度以降も継続できるよう、町の支援を期待します。

(4) 地域資源を活用した交流人口の促進。

①今年度のふるさと納税制度を活用した主な地場製品の P R、消費拡大の取り組み状況について。

令和 2 年度のふるさと納税は、昨年度の約 5 倍、今年度上半期の受入額は昨年同期の約 1. 6 倍となっており、今年度の目標達成額 5 千万円に達する見込みとのことであります。

返礼品提供事業者への負担はないとのことなので、返礼品を含む自社商品の P R、また、新たな顧客開拓の場として有効な手段にもなることから、今後とも、町・事業者等との連携による積極的な P R 活動の展開を強く望みます。

(5) 第 2 青函トンネル構想の実現。

①第 2 青函トンネル構想実現に係る道内経済界等との連携状況については、緊急事態宣言・蔓延防止等重点措置が解除され、再始動できる状況となったことから、道内外の構想に理解を示す経済界、政界への働きかけを積極的に行う必要があると考えます。

町は、今後、第 2 青函トンネルを実現する会による町単独活動と、国に対する渡島総合開発期成会の要望事項位置付けを明確にした 2 本立ての活動を強力に展開すべきであり、議会としても町と共に、町の総意として活動を強力に推進すべきと思慮します。

次、1 7 ページでございます。

調査事件 7 道立福島商業高等学校の魅力化について。

今年 5 月 1 8 日の調査で意見を付した、青少年交流施設の運営、高校の魅力化等について調査したので報告いたします。

町が示した福島商業高校が目指す魅力化についての基本的な方向性と対策については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、福島商業高等学校の魅力化についての基本的な考え方について。

(1) クラブ・部活動への支援について。

町外から生徒を呼び込むため、クラブ・部活動への積極的支援をすべきと思慮しますが、現在の生徒数ではチームプレーの部活動は難しい状況であります。在校生の聞き取り調査では、現在の商業クラブに魅力を感じていることから、吹奏楽部を含めた現状の部活動に対する支援強化を検討願います。

(2) 大学との連携について。

今年度実施の函館大学での模擬講義の受講等については、全国募集をしていく上で大きな魅力になると考えます。また、I T C 教育推進における公立みらい大学との連携のため、早急に大学等と協議を進めてください。

2、令和 4 年度の高校魅力化に向けた支援策について。

(1) 福島町青少年交流・人材育成拠点施設整備事業について。

①建設工事費については、世界的木材不足等による建設資材高騰で、5千万円の増額見通しとのことですが、実施設計の委託業者と充分協議を進め、事業費が増大しないよう慎重に進めてください。

②施設の管理運営について。

生活指導と人材育成の役割を担う職員として、「学校支援コーディネーター兼ハウスマスター」を常駐させるとのことですが、夜間の管理体制や生活指導、セキュリティ対策の強化・充実を強く望みます。

(2) 令和4年度の高校魅力化に向けた支援策について。

①ホームページ作成事業について。

今回示された支援内容を全国の中学生に知ってもらうことが重要になることから、先進事例を参考に、積極的に情報の発信・更新を進めてください。

②オープンキャンパス参加促進事業については、参加者10組20人に対し、旅費交通費として1人5万円を上限に助成することですが、積極的な参加を促進するためにも上限を設けず、補正等で対応することを検討してください。

③資格支援助成事業について。

現在の資格取得事業では、不合格者には助成していないとのことですが、1回目は受験者全員に助成するよう検討してみてはいかがでしょうか。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、2番佐藤孝男経済福祉常任委員長ならびに広報広聴常任委員会経済福祉部会長。

○2番（佐藤孝男）

諸般の報告の20ページをお開きください。

経済福祉常任委員会の調査結果を、開催日順に報告します

調査事件5 吉岡温泉整備事業について。

町より提出されたプロポーザルの企画（案）等について、調査をいたしました。

町が示した新たな吉岡温泉の基本設計策定業務委託に係る指名型プロポーザルの経緯と、採用された企画案については一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、指名型プロポーザルの関係資料について。

議会と町は、これまで施策の計画段階から情報共有等をしながら、ともに施策の推進を図ってきましたが、今回提出の資料には実施要項などが添付されておりませんでした。

資料の提示を求めます。

2、地域材活用と新たな熱源方式について。

企画案では、施設の構造は、地元材を活用した木造在来工法を基本とし、加温方式は木質チップを主な熱源としております。

使用する建築材として、伐期を迎えた杉などの町有林の活用など、早急に検討してください。

3、現施設の課題解消などを最優先した施設づくりと、今後のスケジュールについて。

現施設の重点課題は、雨漏り対策と温泉の湯量確保の2点でございます。

雨漏り対策については、屋根の形状を検討してください。不足する湯量確保については、浴槽の形状・面積のほか、深さの検討も必要と考えます。

なお、建物については、令和5年度着工予定とのことですが、施設完成までの約2年間の雨漏りによる町民の利用制限や、維持・補修経費の累積などを考えると、施設整備の日程前倒しを早急に再度検討すべきと考えます。

次に、22ページをお開きください。

調査事件9 行政評価について。

当委員会が所管する29件の評価結果は、十分評価できるが1件、おおむね評価できるが25件、やや不足しているが3件となりました。「取り組みがやや不足している」とされた3件については、評価結果が前年と同じであることから、改善の検討を望みます。

また、来年度に向けては、総務教育常任委員会と同じであることから、報告を割愛いたします。

次に、26ページです。

調査事件 1 1 国民健康保険税率の見直しについて。

国保連合会より、保険料水準の統一に向けた新たなシミュレーションが示されましたので、調査をいたしました。

町が示した令和 4 年度の税率改正の内容と、令和 6 年度までの段階的、税率改正の考え方については一定の理解を示しましたが、次の事項について検討願います。

1、保険料水準統一後の努力義務について。

保険料水準の統一化においては、広域化の恩恵を受ける自治体と、受けることが出来ない自治体で、不公平感が生ずることが考えられます。

当町は、広域化の恩恵を受ける町とのことですが、保険税の徴収強化、医療費の抑制をさらに進め、努力義務に対応できるよう現段階から取り組んでください。

2、賦課割合における応能・応益の比率については、全道的な対応であることは理解しますが、国等の応能・応益の比率は基本的には変わっていないことを指摘します。

3、基金の取り扱いについては、令和 4 年度の不足財源として、基金を 5 8 0 万円ほど取り崩すとしています。基金の活用については、低所得者への激変緩和等、慎重な対処を望みます。

4、保健税率改正に係る町民説明については、誤解が生じることのないよう、丁寧な説明・周知を望みます。

次、2 9 ページです。

調査事件 1 0 所管関係施設・事業等の町内施設・執行方針の取り組みについて。

1 0 月 2 9 日、現地視察と執行方針の取り組み状況について調査しました。

1、所管関係施設・事業等の町内施設について。

(1) 普通河川館の沢川、河道整備事業は既に事業を発注しているとのことですが、道内においても局所的な集中豪雨による河川の氾濫が多発していることから、町内河川の計画的な整備を進めてください。

(4) 空き家等の対策支援事業について。

行政代執行により、危険空家を解体しましたが、付近には未だ危険な空家があることから、定期的なパトロールと解体事務を進めてください。

2、執行方針の取り組み状況について。

(1) 産業の再生による雇用の創出。

②森林組合に対する町の支援状況について。

森林組合の要望に基づき、地域おこし協力隊を採用するとのことですが、再建計画では、経営の専門家を採用するとしていた点を指摘します。

伐期が来た杉等については、森林組合と連携を図り、積極的な活用を検討してください。

④今年度の広域基幹林道島前線改良事業については、令和 6 年度完成予定とのことですが、現在でも車両の通行が可能とのことから、災害発生時における代替道路としての使用方法等について、松前町と早急に協議を進めるべきと思慮いたします。

(2) 若者の定住対策・子育て環境の充実。

①保育士の確保対策については、新卒者にこだわらず、育児等で一時保育士業務から遠ざかった有資格者の掘り起こしなどを進めてください。

(3) がん予防の対策の充実。

①各種がんの予防対策については、未受診者の掘り起こしと、受診勧奨を促進してください。

また、受診しやすい環境づくりと、「がん」が発見された人へのフォローアップ体制等も検討すべきと思慮いたします。

(4) 高齢者等の安心安全な生活環境の充実。

②不法投棄の未然防止の取り組みについて。

今後とも、監視カメラでの監視や、環境監視員による巡視活動により不法投棄の未然防止に取り組んでください。

次、3 3 ページです。

調査事件 6 令和 4 年度以降の岩部クルーズ運航事業と両記念館を含めた指定管理者制度の導入について

て。

当該案件は、令和元年11月調査で、「今後1年間の検討機関が必要」と意見を付した案件ですが、令和4年度以降の指定管理者制度への移行等について調査をいたしました。

町が示した令和4年度からの岩部クルーズ運航事業の指定管理者制度導入、また、両記念館の業務委託体制を現状維持するとした考えについては、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、岩部クルーズ運航事業について。

(1) 指定管理料の試算について。

乗船料試算の出航率については、3か年の平均出航率43.9パーセントを踏まえ、40パーセントに設定したとのことですが、指定管理者制度導入の観点からすれば、目標とする出航率は45パーセントから50パーセントが適切と思慮します。

目標を超えて得た乗船料等の収入については、利用料金制度のインセンティブ付与として、指定管理者の収入増加を明確にするなど、受託事業者の努力メ리트の確保を検討願います。

(2) 指定管理料の試算根拠については、収入額・歳出額とも実績額を根拠とするなど、精度の高い試算をすべきと思慮するので、再検討してください。

(3) 福島町まちづくり工房内の意思統一については、制度導入の受け皿となる法人として主体的に取り組む姿勢が弱い印象を受けます。

町民の理解を得るためにも、理事会等において、受託内容の熟知と積極的な事業推進に係る意思統一を強く希望いたします。

2、横綱記念館・青函トンネル記念館については、町民の誇りとなっておりますが、現役力士の縁のある記念館、また、第2青函トンネル構想の発信拠点であることなど、常に躍動感のあるものを提供し、入館者の増と知名度の増の相乗効果が見込める取り組みを検討してください。

次、35ページです。

調査事件7 簡易水道事業における水道料金の見直しについて。

当該案件は、平成30年度調査において「水道料金全体の政策的見直し検討が必要」と意見を付した案件ですが、令和4年度以降の水道料金の見直しについて調査をいたしました。

町が示した「家事用」の基本料金を、使用水量に応じて2つの階層に細分化する見直しの方向性については、一定の理解をしましたが、次の事項について引き続き検討願います。

1、「家事用」使用水量別の世帯把握について。

少子高齢化により「家事用」水道を使用する世帯の構成人数は、大きく変動しています。当該区分に該当する世帯員数について状況把握に努めてください。

2、利益剰余金について。

料金改定に伴う減収分の補填等に使用し、料金改定の影響を最小限に抑えるとしています。

利益剰余金の取り扱いについては適正な運用に努めてください。

3、水道料金の全体見直しについて。

簡易水道移行時の本委員会から調査意見書でも述べているように、前回改正から25年以上経過し、使用実態も大幅に変わっていることから、家事用だけでなく、料金体系全般の見直しをするべきであったと思慮します。

今回の見直し後、水道事業経営等の改善など水道料金全般の見直しについて、さらに検討を進めてください。

次、37ページです。

調査事件8 家庭ごみ減量対策の在り方について。

家庭ごみの処理量は、人口減少に反して増加傾向にあるところから、今後のごみ減量化対策の方向性について調査したので、報告いたします。

従来から進めている「ひとしぼり運動」や、資源ごみの分別の周知徹底、広域事務組合等の衛生担当者による「ゴミ処理基本計画」の策定等、今回示された、ごみ減量化対策の方向性については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討願います。

1、視点を変えた周知方法の検討について。

従来から実施してきた、「ひとしぼり運動」などの取り組みが停滞状況となり、家庭ごみの処理量も横ばい状態にあることから、改めて、ごみ減量化の周知徹底を図るとともに、ごみ処理費用は、目に見えづらい町民負担であることを町民に周知することが必要であると思慮します。

2、渡島西部四町による、ごみの減量化検討について。

広域のごみ減量化対策として、広域事務組合と4町による検討チームを立ち上げ、広域的な計画を策定し、提言していくとのことですが、4町の取り組み実態を充分把握し、共通認識を持って、ごみ減量化を推進してください。

3、先進事例の活用と近隣量の状況把握について。

「生ごみ出しません袋」の配布など、先進事例を参考にするとのことですが、地域性を考慮し見習うべき対策などがあれば、積極的に実施すべきと思慮します。

次、39ページです。

調査事件12 福島町社会福祉協議会の財政健全化計画について。

今年8月25日調査の意見に基づき、社会福祉協議会が行った取り組みと、今後の支援について調査したので報告します。

今回、町から示された支援の考え方について、協議会への支援の必要性については、一定の理解をしていますが、協議会が行った賛助会員の取り扱いや、財政健全化計画の見直し内容等、提出された資料に今だに疑問な点が多く、平成12年の介護保険事業導入後、協議会の自主財源として、会員の会費や受託事業収益などと合せ、介護保険事業の収益を組み込むことで持続可能な法人運営に努めることが、基本原則とされていることの認識も希薄であり、支援の時期・内容については再考することを強く望みます。

1、経営健全化計画の見直し等について。

町は、安心生活創造事業や福祉センター管理の委託料の見直し検討が必要と考えます。社会福祉協議会は、抜本的に介護事業の在り方を検証しなければならないと思慮いたします。

2、人件費の取り扱いと組織のモチベーションについて。

事務局長と係長の人件費の計上方法を再考すべきと思慮いたします。

財政健全化に当たっては、職員の勤労意欲の維持・向上、人材確保に向けた人件費の在り方について、内部での検討、また、町との連携協議を強く望みます。

4、総括意見。

以前から情報共有の重要性と役職員の危機意識の希薄さを指摘していますが、今回提出された資料についても協議会の役員会等を通していないなど、依然として意識の改善が見られないことを改めて強く指摘いたします。協議会は、社会福祉法人として持続可能な事業を継続・運営することが原則であり、町は協議会の自主性・主体性に配慮しつつ、連携を強化し指導・助言する立場にあります。

町支援補助金や委託事業などについては、協議会の経営健全化の視点に沿って検討し、交付の根拠となる要綱等を早急に整備すべきと思慮いたします。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

引き続き、広報・広聴常任委員会の報告をいたしますので、42ページをお開きください。

説明は主な内容といたします。

調査事件2 商工会青年部・女性部との懇談会について。

コロナ禍のなか、町では休業支援金交付等により消費喚起を図ってきましたが、商工会青年部と女性部の率直な声を直接聞く機会が必要であると判断し懇談会を実施したところ、コロナ禍での商店経営の現状や、まちづくりに対する思いについて忌憚のない意見を聞くことができました。

また、議会参画については、議員の成り手対策、議会諮問会議委員の推薦等を要請しました。

1、青年部との懇談内容について。

(1) 現状と課題については、コロナ禍による一般事業の実施状況や、事業実施にあたっての予算確保、漁組青年部との連携などが出されました。

(2) 新たなまちづくりへの参加については、地元を知る・楽しむ事業として、例えば「岩部ビレッジ計画」と題した岩部での事業展開、また、千軒岳登山大会の復活や地元ガイドの育成、キャンプ場の検討などの考えが出されました。

(3) 議会への参画と定住対策については、議員の成り手不足は青年部でも分かっていること。また、若者の定住対策では、雇用の場が重要との認識のほか、「定住に繋がる福島を楽しむための検討」をしたいとのことでした。

2、女性部との懇談内容について。

(1) 現状と課題については、部員の高齢化と新規加入が進んでいないこと。また、コロナの感染予防として、仕切り板を設置するなどしていますが、客足がなかなか戻っていないとのことでした。

(2) 町・議会に対する要望については、町に対しては道内各地の商工会女性部との交流をするための町有バスの使用相談、また、議会に対しては「にぎわい夏まつり」などへの議員の積極的な参加要請がありました。

(3) 水道料値下げとプレミアム商品券については、水道料金の全体的な値下げ検討、また、プレミアム商品券の在り方について意見が出されました。

(4) 議会参画については、女性の視点も必要であること。また、議員定数については議会の活動幅が狭まることに繋がることから、「議員の数は減らすべきではない」との意見が出されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

次に、渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

それでは、45ページをお開きください。

はじめに、10月11日開催の第2回臨時会の結果を報告します。

1、臨時会の議案は、財産の取得1件の審議であります。

2、審議した議案の内容について。

議案第1号は、財産の取得についてです。取得した車輛は、木古内消防署の資機材搬送車1台です。

取得金額は665万8,817円、契約の相手方は、函館トヨペット株式会社木古内店、取得の方法は指名競争入札です。

次に、12月3日開催の第2回定例会の結果を報告します。

1、定例会の議案は条例の一部改正と積立金の処分、また、補正予算の件3件です。

2、行政報告は消防関係で2件の報告がありました。

(1) 大雨被害について。

11月2日、知内町と木古内町で記録的な大雨により、道路の冠水や家屋への浸水被害が発生し、両町の一部地域に避難指示が出されましたが、人的被害はありませんでした。

(2) 火災の発生について。

11月20日、松前町清部地区において、一般住宅の内部を燃損する火災が発生し、1名の死亡が確認されております。

改めて、お亡くなりになられた方に対し、心より御冥福をお祈り申し上げます。

3、一般質問について。

1名の議員から、「消防吏員の経験者採用と人事異動について」の質問がありました。

4、審議した議案の内容について。

議案第1号は、消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

出勤等の場合に支給される消防団員の報酬額を総務省が示す報酬額に合わせ改正しました。

議案第2号は、積立金の処分です。

汚泥再生処理センター等の修繕工事の財源とするため、積立金266万4千円を一般会計に繰り入れました。議案第3号は、令和3年度の補正予算です。

汚泥再生処理センター等の修繕費、また、燃油単価高騰による燃料費など、944万9千円を追加補正しました。詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

定例会12月会議諸般の報告（第1号）をお開き願います。48ページになります。

10月27日開催の第2回定例会の結果を報告いたします。

説明は、主な内容としますので、ご了承いただきたいと思います。

1、定例会の議案は、監査委員の選任同意のほか、令和2年度の決算認定、令和2年度継続費の精算報告、その他、議席の指定です。

2、行政報告について。

（1）令和2年度のごみ排出量は、3万143トン、また、ごみの焼却処理量については、前年度の残量分と函館市委託分を合わせ、合計3万2,139トンとなりました。

（2）クリーンおしまの基幹的設備改良工事については、令和2年度施工分の2号炉設備、また、共通設備の機器更新工事が2月26日の完了検査合格により、3か年にわたる全工事を完了しました。

（3）今年度の設備点検等につきましては、記載のとおり、後ほどご覧いただきたいと思います。

3、審議した議案の内容について。

発議案第1号は、鹿部町選出議員2名の議席の指定です。

報告第1号は、令和2年度継続費で実施しておりました基幹的設備改良工事が完了しましたので、平成30年から3か年にわたる継続費の精算状況が報告されました。

認定第1号は、令和2年度の決算認定です。

歳入決算額41億8,623万1,533円です。歳出決算額41億3,867万5,486円です。

差引き4,755万6,047円を繰り越すことで、決算を認定しました。

同意第1号は、監査委員の選任同意です。識見監査委員として、北斗市の野口秀一氏の選任に同意いたしました。

詳しい内容につきましては、議会事務局に議案等を保管しておりますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時12分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎行 政 報 告

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

令和3年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会9月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目、北海道マリンビジョン21促進期成会の中央要請活動について。

11月12日に北海道マリンビジョン21促進期成会の中央要請活動が行われ、会長の片岡寿都町長や副会長の馬場斜里町長などと一緒に理事として、要請活動に参加をいたしました。

当日は、農林水産省の中村副大臣及び武部副大臣に北海道マリンビジョン地域の漁港整備の促進を要請するとともに、個別に福島漁港の取り組みとして、現在、福島漁港で実施しているアワビの陸上養殖やマグロ漁業者による養殖昆布の取り組み、さらに、株式会社ヤマザキと連携して取り組んでいる未利用資源を活用した食べる昆布などの取り組み状況を報告し、令和4年度の漁港予算の確保を要請してきたところであります。

また、神谷水産庁長官、高橋北海道局長及び財務省茶谷主計局長並びに道内選出の衆・参国會議員に対しても要請活動を行っております。

2点目の、第2青函トンネル構想実現に向けた取り組みについて。

11月16日に北海道選出の衆議院議員及び参議院議員の東京事務所を訪問し、第2青函トンネルの必要性と構想の実現に向けた取り組みについて理解を求めるとともに、国政の場においても議論を深めていただけるよう意見交換と要請を行ってまいりました。

両院各議員からは、第2青函トンネルの整備については前向きな発言をいただき、必要性について共通認識を持つことができたものと受け止めております。

今後も、国會議員をはじめ関係機関や団体等との情報収集・共有を図りながら、構想実現に向けた取り組みを進めてまいります。

3点目、人事院勧告に基づく公務員の給与改定について。

本年8月10日の人事院勧告において、国家公務員の給与については月例給の改定は行わず、期末手当の支給月数を0.15月分引下げることとされたところであります。

政府においては、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を尊重しつつも、民間への影響など、コロナ禍の異例の状況下での国政全般の観点、特に経済対策等政府全体の取組との関連を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、勧告に基づいた期末手当の支給月数引下げに関しては年度内の実施を先送りし、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整することとなりました。

地方公務員の給与改定については、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本とするよう通知されていることから、当町においても国家公務員に準拠して令和4年6月の期末手当から減額する方向で進めてまいります。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

(1) 福祉課の所管事項について。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目）については、11月19日に町内の医療機関との連絡調整会議を開催し、接種スケジュールを検討したところであります。

3回目のワクチン接種は、2回目の接種から8カ月以上経過した方が対象となりますので、今後のワクチンの供給状況を見極めながら、医療従事者等の接種を1月下旬から、一般の方は3月上旬からを予定しております。

これに関連する必要な費用を本議会に計上しており、12月中の受診券及び接種意向調査票の発送を予定しております。

(2) 産業課の所管事項について。

1点目として、種苗生産等施設整備事業について。

コンブ・ウニの総合的な種苗生産等施設整備事業については、第5次福島町総合計画の実施計画において令和4年度に実施設計、令和5年度に本体工事の予定としておりましたが、この度、北海道より国の水産業競争力強化緊急施設整備事業の令和3年度予算補正に採択される旨の報告があり、町においても事業予算の前倒しが必要となったことから、本議会に実施設計に係る予算を計上しております。

なお、北海道においては、11月30日開催の令和3年第4回定例道議会に関係補正予算を提案しております。

2点目の、公有水面の埋立てについて。

国の令和4年度特定漁港漁場整備事業における福島漁港の岸壁部分の拡張に伴い、新たに福島漁港内を埋め立てる必要があり、事業主体の北海道開発局からの出願に基づき、北海道より意見書の提出が求めら

れていることから、本議会に公有水面埋立てに関する議案を上程しております。

3点目、株式会社北海シーウィードの生産状況について。

10月24日に、株式会社北海シーウィードの第5期役員会が福島吉岡漁業協同組合本所事務所において開催され、私もオブザーバーとして出席させていただきましたので、役員会の概要を報告させていただきます。

役員会では、令和3年度の生産報告及び決算状況報告があり、生産報告では、生コンブ500トンの計画数量に対し、402トンの取扱いとなり、製造ベースでは自社乾燥40トンに乾燥品購入24トンを加え、計64トンの実績となり、目標である50トンを達成しております。

決算状況については、1億2千万円の売上で、対前年から57.8パーセント増となり経常利益が701万6千円の黒字となった旨の報告がありました。

なお、役員会では、来期に向けて雇用の確保や品質向上を重要課題として、新たに6次産業化の取り組みについても関係機関と連携しながら進めることを確認しております。

4点目の、殿様街道ウォーク現地調査について。

長年、千軒活性化実行委員会により開催されてきた殿様街道ウォークについて、これまでの殿様街道の保全と地域活性化のための活動が認められ、この度、全国古道120選に道内から「増毛古道」とともに「殿様街道」が候補として選定され、10月23日に調査を兼ねて関係者らが現地視察を行いました。

当日は日本山岳会の調査員4人のほか、函館開発建設部長や関係団体の参加があり、私も参加をさせていただいたところであります。

「殿様街道」が古道120選に正式に選定され、全国に広く周知されますと、全国各地から多くの方々が当町を訪れることとなりますので、千軒町内会及び関係団体と連携を図り、自然の環境に配慮した上で、町の貴重な歴史的財産として後世に引き継ぐよう取り組んでまいります。

(3) 建設課の所管事項について。

危険空家への対応について、吉野地区の特定空家が非常に危険な状態となっていることから、空家等に関する審議会の承認をいただき、行政代執行による除却を行うため、本議会に関係予算を提案しております。

町の主な主催事業及び行事等につきましては、別途、記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、町長部局の行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

それでは、令和3年度福島町議会定例会12月会議の開催にあたり、定例会9月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、幼児教育、学校教育。

(1) 小学校の学校選択制の結果について。

令和4年度新入学生の保護者から、学校選択制の希望申請書を取りまとめ、教育委員会において希望どおり決定し、10月14日付けで保護者に対して許可書を送付したところであります。

通学区域の変更を希望した新入学予定児童は17名中2名で、吉岡地区で3名のうち2名が福島小学校を選択しております。

これにより令和4年度の児童数について、吉岡小学校は新入学生1名、全校児童で8名、福島小学校は新入学生16名、全校児童で88名となる見込みであります。

(2) 吉岡小学校のあり方について。

吉岡小学校の今後のあり方については、保護者や地域の方々と協議を重ね、一定の方向性を取りまとめたところです。

11月24日の教育委員会におきまして、保護者は吉岡小学校の存続を望んでいること、また、今後、児童数の増加が見込まれることから、5年程度は存続することとし、再度10名を切った場合に保護者、

地域と協議することを決定したところであります。

2、芸術文化・文化財について。

(1) 町民芸術鑑賞会について。

10月5日に町民文化祭実行委員会を開催しましたところ、コロナ禍で各団体の活動状況が思わしくなく、参加できる団体が少ないため、文化祭の中止を決定したところです。

町及び教育委員会では、代替事業として、11月20日に総合体育館において、令和3年度福島町町民芸術鑑賞会を開催しました。

午前の部では、福島中学校・福島商業高校吹奏楽部と函館市の「ル・ラピス」のバイオリン・カルテットとのコラボ演奏、午後の部では、函館市の「ひのき屋」によるコンサートが行われ、午前・午後、合わせて約200名が、息の合ったハーモニーや迫力ある楽しいステージを堪能し、芸術文化の秋を満喫していました。

3、スポーツについて。

(1) 南北海道駅伝競走大会について。

10月31日に計画しておりました第39回南北海道駅伝競走大会については、当日、衆議院選挙の日程と重なり延期の調整も難しいことから、10月5日に残念ながら中止を決定したところです。

以上で、令和3年度定例会9月会議以降の教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

先程の諸般の報告の際に、経済福祉常任委員会の報告の内容について、訂正の申し出がありますので、それを許します。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

先程、水道料金の値下げを値上げと申しました。

それを訂正して、値下げとしてください。

○議長（溝部幸基）

そのように訂正をしておきます。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時26分）

（再開 11時27分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

最初に、鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の129ページをお願いいたします。

報告第6号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について。

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告するものでございます。

令和3年12月8日提出、福島町長。

それでは内容を説明いたしますので、議案資料3をご用意いただきたいと思いますと思っております。

町長部局につきましては、3ページからとなります。

議案名等が、認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定についての町内会連合会助成費となります。

取り組み状況についてですが、今後、開催されます町内会連合会の役員会で意見交換をし、その後、課題解決に向けた支援の在り方について町内会連合会全体で協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、4ページをお開き願います。

議案名等が、認定第1号 令和2年度福島町一般会計歳入歳出決算認定についての定住促進住宅等奨励事業費となっております。

取り組み状況についてですが、現行制度を見直し、定住を目的とした改築・改修に掛かる費用にあっても奨励金の対象となるよう、制度改正に向けた検討を進めてまいります。

以上です。よろしく願います。

○議長（溝部幸基）

次に、小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

1ページをお開きいただきます。

平沼議員のSDGsの開発目標、教育環境の現状はという質問でございました。

SDGsの学習は小学校6年生の社会科で、SDGsの意義や目標などについて学習しています。

これまでも、小学校や中学校において社会科・道徳・総合学習等様々な教科で環境問題、人権問題など17の目標について学習に取り組んでいます。

例えば、食品ロスの問題から貧困問題、環境問題に関連付けて考えさせているところです。子供達が持続可能な地域や産業の担い手となるために、必要な能力・資質が育成されるよう、持続可能な開発目標SDGsの考え方について、学習の創出に努めてまいります。

取り組み状況については、11月29日現在で、校長会の方で、この考え方について説明しまして、学習に一層取り組んでいただくように要請したところです。

福島小学校では、11月17日に北海道電力の職員が講師にいただきまして、11月上旬から中旬にかけて国語科で青少年の主張大会に向けて、それぞれSDGsをテーマにした、そういう学習をしているところでございます。

なお、吉岡小学校や福島中学校でも授業全体や日常生活の指導の中で、SDGsを意識した取り組みを行っているところでございます。

続いて2ページでございます。

当町出土の縄文土器の取り扱いについてでございます。

取り組み状況については、令和3年9月21日に館崎遺跡から出土しました縄文時代の遺物のほか、国や北海道、町指定文化財を中心に紹介するホームページを作成いたしまして、現在、福島町のホームページに掲載してPRに努めているところでございます。

また、今後、広報誌での周知及び看板については、来年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページです。

一般会計歳入歳出決算認定関連でございます。

これについては、違いますね。

2点ですね、すみません、恐れ入ります。

以上でございます。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

◎一 般 質 問

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、4名から4項目提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

婚活事業を町として行ってみては。

町長に伺います。

全国的に、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時に進行する少子高齢化社会となっております。

町においても、少子高齢化が進み、20歳から64歳までの比率は約40パーセント、高齢化率が50パーセントを超え限界集落の状況になっている。

町の事業として、暮らしを経済的な面から応援することで、若者等の移住や定住を促進するとともに、地域の宝である子ども・子育てを支援することにより、活力と魅力のある地域の再生、人口減少に歯止めをかけるための妊産婦安心出産支援事業・出産祝金交付事業等の少子化対策及び定住促進住宅等奨励事業等の定住対策を行っている。

今までの流れでは、子育てから定住までの取り組みは出来ているが、前段階の結婚に至るまでの対策がないと思われるので、出会いの場として婚活事業を行ってみてはと考える。

例として、神奈川県では地域の婚活イベント・結婚相談サービス等を行って地域の活性化や少子化対策、人口増の狙いで他の都道府県から広く人を集めている。

コロナ禍の中の婚活事業については、SNSによる批判・心ないコメント等、プライバシーの侵害となる懸念もあるが、少子高齢化に歯止めをかけるためにも町長が先頭に立って音頭を取っていただきたいと思うが、いかがか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問に、お答えいたします。

町では、平成28年度に第5次福島町総合計画に基づき、若者等の交流機会の提供の場を創出するため、福島町異業種交流実行委員会を設立し、町内外の多様な仕事や家事に従事している者同士の交流機会を提供するとともに、より多くの方との情報交換ならびに親交を深め、交流の促進に努めたところであります。

しかしながら、実行委員会設立後に交流会を1回開催したものの、その後の活動の広がりもなく、活動が低調なことから平成31年3月に実行委員会を解散したところであります。

このような組織の設立については、行政主導によらず、民間団体の自発的な行動によることが継続性が確保されるものと思います。

少子化の原因として、未婚化の進展および晩婚化の進展等が指摘されており、その背景として仕事と子育てを両立できる環境整備の遅れや高学歴化、結婚、出産に対する価値観の変化および経済的不安定の増大等が要因であるとされております。

少子化対策としては、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が重要であると認識しているところではありますが、婚活イベントなどについては、これまでも多くは民間団体等が主体となったイベントが中心となっており、こうした人数が町内にどれだけあるのか不明なことから、現状では町主催のイベントの開催は考えておりませんが、町内の民間団体が主体となって開催する場合は、町としても応援してまいりたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

7 番藤山大議員。

○7 番（藤山大）

福島町で異業種交流が実行委員会が設立され、平成31年3月に解散され、1回のみで開催で、内容としては婚活イベントというより町内の方との交流みたいな飲み会みたいな内容で終わっているように感じています。設立当初の目的としては、普段出会う機会の場のない方に提供しながら、そこから発展させて行くもので設立されたと思います。

実績・効果・成果があったのか。それと、なぜ解散に至ったのか。

町長なり担当課でも、もしよろしければ説明をお願いします。

○議長（溝部幸基）

住吉企画課長。

○企画課長（住吉英之）

異業種交流実行委員会の実績効果というようなことでございますけども、設立したあとに、今、答弁にもあったとおり様々な仕事を持っている方、それと一般の方々との交流を深めて、場を提供をするということで実行委員会を設立したわけでございますけども、ここのなかにはそういった異性の方々と交流する場を創出することによって、結婚までとか、そういったところまで発展を出来ればいいかなというような思惑というか考えもございましたので、そういったことを目標に取り組んではきたところでございます。ストレートに婚活の実行委員会とかっていうことになる、なかなか参加をするという、参加に拒否反応する方もいらっしゃる、異業種交流実行委員会というような名称で立ち上げて活動したところでございますけども、一度、実行委員の皆さんに集まっていたいて、その時はバーベキューパーティーというような形で交流を深めたところでございますけども、その時には参加をしていただいた方の交流は深めることは出来たのかなという感じはしてございますけども、その後、次、じゃあどういった形で交流を深めたり、イベント等を開催して、その交流を深めていくというところが、なかなか次に繋がっていかなかったというのが実情でございまして、答弁の中でも書いているとおり、自発的にこういった会が立ち上がってやられるという様な形であれば、もう少し活動の方も深まって行ったのかなという様な考えは持っておりますけども、何分、行政の方からお願いというわけじゃないですけども、行政の方が主導で立ち上げたものに対しては、少しやはり我々の主導で立ち上がったものに対しては認識の違いというか、自発的なところのそういった違いがあるのかなということで、なかなか次の活動に繋がって行かなかったというところで、実際イベント活動した後は、役員会というか、そういったことは何回か開催しましたけれども、その後の交流の場をつくる様なイベントまでには発展をして行かなかったような形のものになってございますので、その後解散を皆さんと協議して、解散に至ったというような状況でございます。

○議長（溝部幸基）

7 番藤山大議員。

○7 番（藤山大）

本来では1回で成果を出すというのがなかなか難しいものもあります。ましてや1回で解散するというのもどうか。本来であれば、2回3回と繰り返してやって行くべき事業だったかなと思うんです。

本来であれば、その次、タブレットとかで資料等を配布してやって行きたいんですが、今回初めてなのでタブレット等を使わずに、口頭で申し上げたいと思いますが、例として、神奈川県で行われている自治体による婚活支援事業や婚活イベント、婚活ツアー、お見合いパーティー、結婚相談サービスを行い、それをひっくるめて「恋カナ！プロジェクト」というのが設立されています。内容としても本気で真剣に結婚をしたい、恋人が欲しいと考える人が全国から集まって、それを行政が支援援助されています。

ただ、神奈川県でやって、皆さんが思っているのは、自分のところにそういう風な結婚支援がない、自治体がそういうのがないという悩みが多く集まって、神奈川県の方に結構な人が集まって行っているんですよね。町内においても跡継ぎ問題、跡継ぎ問題によって一代で終わっている方が多く見受けられます。その結果として町内経済の低迷、商店街が空家で多くなっているように見受けられます。様々な業種がありますが、漁業者の後継ぎ、昆布、漁師の方、農業者、経営者等に沢山の方々が2世代目、3世代目、後継者が居なくなっています。

今、令和3年度10月現在の人口推計を見ましても、二十歳から39歳までが409人、11.9パー

セント。40代から64歳まで1,115人、比率として30.1パーセント。65歳以上が1,868人、比率として50.25パーセント。75歳が980人、比率が26.43パーセント。結構、高齢者の比率が高くなっています。

結婚に至るまでのことに対して、そこは町として支援はされてはどうかと思います。結婚に至るまでの過程としては様々な出会いの場を提供、おこなってみてはと町長に思います。

町においても限界集落な状況になっておりますが、町の人口を増やしていくならば町長の考え方を少しお伺いしたいと思います。

私は、今回婚活事業等を行うことによって、全国から人が少しでも集まるような気はします。例えばですけど、企業誘致等があるのであれば、それはそれで人口が集まると思うのですが、今のところ考えづらいので、今回、婚活イベントとして人口を増やすための考え方を町長なりの考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議員提言の「恋カナ」については、私もすっかり以前から興味ありましたので見せていただきましたけども、ちょっとやはり視点が違うのではないのかなと。都市部を中心に、あそこは東京圏・横浜、大きい都市がありますので、そういった方々がある程度、興味を持って参加されているのかなと。

それで、行政としてそんなに多くやっているかという、そうでもないですね。件数的には。大体、都市部を中心にやられているというのが一般的ではないのかなという風に思っています。

それで、一般的に我々と同じような地方でよくやられているのは、例えば農業者の後継者が嫁さんが居なくて、そういったところにお嫁さんと呼び込むとか、そういった形が一般的ではないのかなという気がしています。

そんな中で、今、水産業の話をさせておりましたけども、いま養殖漁業者の所はほとんど後継者は子どもさんも3人、4人と生まれている方がおりますので、今そこで困っているという話は私あまり聞いていないんですね。うちの養殖漁業者のなかで後継者が一人で踏ん張っているというところは、私の方にはあまり声として聞こえてきませんので、そこのところについては、状況を見させてもらっても問題は無いのかなと。

やはり、色んな結婚まで至る出会いのなかに色々あると思います。ただ、先ほど課長の方からありましたけど、小さい町でありますので、町内のなかで最初は出会いを求めてやったらどうかという話で、1回やらせていただきましたけど、やはり狭いなかですので、色々と話が広がるということがありますので、議員おっしゃるように、例えば福島の方を念頭において、例えば都会から女性来て欲しいという意味だと思うんですね。都会の方から多く福島に来てくれるということだと思うんですけど、そこはちょっとまた違うんじゃないのかなとと思っているんですね。

国立社会保障人口問題のなかで、アンケート色々しているんですね。やはり、今時代が変わってきていますので、我々の昭和の時代と、今、中心は平成の時代の方々だと思うんですね、30歳以下ですから。

そうすると、いま結構のピークは大体25歳から26歳と言われているんですね。昔は、結構20歳過ぎると大体結婚の方に傾くんですけど、今は少し晩婚化と言いますか、社会全体が女性活躍社会ではないけども、そういった形のなかで結婚をしない人が多い。その理由の一つとして多いのが、自由を失いたくないんだということで結婚をあえて望まない。そういった方もおりますし、仕事に打ち込みたい、たぶんこれは女性の方だと思いますけどね、そういった方々の傾向も従来とはちょっと違ってきているのではないのかなと。

だから、行政がそういった場を設けるのも確かに必要なかもしれませんが、私は反対にそういうことより、しっかりとここに定着した人方に応援する今の制度で私は充分ではないのかなと今のところは考えておりますので、もし必要であれば民間、例えば商工会青年部などが中心となって、例えばそういう先程、商店街の方でどうこうという話もしましたが、商店街の方で独身で店をたたむということでは多分ないと思いますよ。子どもさんは居るけど都会に出て行って、この地元の中で商店が厳しくなって、商業が厳しくなって、人口減少ですね。そういったなかで後継が続かなくて辞めている方がいらっしゃる

と思いますので、議員も商工会の会員でありますので、そういった方々が積極的に仕掛けていてくれた方が、私はより自由度が増して、色んな選択肢が出るんじゃないのかなと思ってございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

答弁書の方にも人口増、僕的には今回婚活イベントやったら人口増、一応そういう風な狙いも踏まえてお伺いします。

この答弁書によると少子化の原因として未婚化とか晩婚化、その背景には仕事とか両立が出来ないという遅れ高学歴とかありますね。答弁書の下の方に少子化対策として、結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援は重要であると認識していると。認識しているのであれば、今の段階としては後ろの方はやっていますよね。

例えばですけど、経済的な面から応援することとして、地域創生の対策として出産祝金とか、妊産婦健康診断とか、あと定住対策、この辺は後ろの方はちゃんとしたことはされているが、前段階が全くないんですよね。行っている事業として。

私も今回の一連の流れからしてみたら、これが出来上がり1つの完成系、モデル事業としては私はいいように思うんですよね。例えば、今3人目以降であれば100万円というような、町では支援されていますよね。それであれば前の段階、出会いの場とそこに至るまでの結婚、その辺の支援も町として行ってみてはどうかと私は考えます。

今、1回やってみないと、チャレンジしてみないと、今のところ何もしなかったら人口が本当に何も増えない状況になりますので、チャレンジしてみてはと思うのですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議員は少子化の原因そのものに出会いがなくて、子どもが増えないから、そういうものが一番特化して、出会いの場を行政が主導して行った方がいいという意見だと思うんですけど、我々はちょっとまた違う視点で見えていますので、去年今年あたり見ても、結婚の件数というのが大体令和2年度で今13件ぐらいですから、ここ何年かでそんなに減っていないんですよね。

そのなかで今、我々はある程度子どもさんを多く産んで欲しいということで、3人目の人に対しては100万円という形を取らせていただいている。

それは、何故3人目というと、1人目を産まないで3人まで行かないわけですね。だから、まずそのところのつながりをきちっとして行く。そして、ここにまず住んでいただくということに住宅なりそういったものを応援している。

そこが出会いがないからとか、そのところはやはり色んな価値観がありますので、あえて行政がそこまで手を差し伸べる必要が僕はあるのかなというのが、ちょっと疑問でありますし、それをして爆発的に、例えば出会いが結びに繋がるかという1回やってみた結果としては、さほど出会いには、出会いと言うか結婚まで至らなかったというのが現実でありますので、そういう場を作ったとしてもなかなか厳しいのかなと。

やはり出会いには色々タイミングがありますので、明日また極端言うとも直ぐ出会うかもしれませんし、そういったものはですね、私は個人で偶発的にやった方が私は良いのではないのかなと。

あまり行政がそこに口を挟むべきではないという風に気がします。ただ先ほど言いましたとおり、例えば後継者の問題だとか、色んな形でやはり町の主産業のところで、どうしてもその農業だとか漁業で厳しくて、例えばそのところにお嫁さんがなかなか来づらいのだという状況が見えるのであれば、そこはよくやるのは農協さんだとか、漁協さんがそういった出会いの場を都会の方に行っておアピールするということはよくあるのだと思うんですよね。

私は反対に、そういった方が広く意義もあるんじゃないのかなと。ただ漫然と全体的に結婚できない人が多いということで聞いているのかどうか分かりませんが、私は結構出会っている人はちゃんと結婚し

ていますし、子どもさんも産んでいますので、そこまで需要というのは無いんじゃないのかなという気がしてございます。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

今のちょっと聞いたら、ということは、僕は皆さんから聞いた人も出会いも結婚しなくてもいいっていう人が町長としたら大半が多いみたいな、僕の受け止め方ですね。

それが今困って、現状として今困って、そんな結婚に至るまでの出会いがないから、そこを行政では私はやってもらった方が、後ろの流れはちゃんと出来ているのであれば、前の段階、一番最初もそこもやるのも大事なことじゃないのかなと思うんですね。

例えばですけど、町長が言うように、結婚何も問題ないと、そのまま行っていたら出産育児金で1人目・2人目・3人目と援助が貰えると。それで、定住対策にも繋がって行くと。そこまでは良いかもわからないけど、前段階って全く今何もされていないのであれば、どうなのかなと。

これは恥ずかしいとか云々の問題じゃなくて、出会いの場と結婚できない人が多数は私は居るように感じています。結構、いま私の中で知っている人も、例えばですけど、何か機会が無いのか、飲み会の機会があったらもしあれだったら紹介してくれませんか。僕もそういう風な立場でもありますけども、立場というか結婚もしていませんけども、そこは結構あるんですね。飲み会の席を設けてほしい。

僕自身でも一人でそんなに、自分自身も何もしてないのに出来る場もないじゃないですか。そうであれば、行政がその辺のことを出会いの場の提供、その辺はした方が私は流れ的には全部いいのかなと思うんですね。それをもう一回町長お願いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

何か何もしていないみたいなことを言いますけども、我々はある程度、結婚をして子供を産むとか、そういう人方のスタートにあたって経済負担が軽減していますので、何かその出会いがもう全てみたいな言い方をしていますけども、そうでは無いと思いますよ。

出会いはやはり個人差があるだろうし、色んな形があるので、あえて行政がそこまで手を染めなくても私はいいのではないのかなということですよ。

だから、私も最初この制度を作った時、企画担当に居ましたので、その時に第二弾として考えたのは、例えば結婚祝金みたいなのをやって、例えば結婚資金の経費を少し協力してあげましょうかと、そういうことも考えました。

ただ、それは潤沢な財源があって、色んな施策をやれば問題無いですけども、我々としては今一番効果的なところをピンポイントでやらせていただいていますので、何か出会いがなければ全くどうこうという話もしていますけども、実際、少子化で成功しているフランスの例を多分何回かこの会場でも話させていただいています。フランスは別に結婚どうこうにとらわれないで、ちゃんと子供を産むとか、社会的その日本と文化の違いがありますけども、何かそこだけをピンポイントにしなければ全く人口減少に繋がらないというのが、ちょっと勘違いではないのかなという風に思っていますし、先程言いましたとおり民間でもやれるわけですよね。行政でやらなきゃないというものは私は無いんじゃないのかなと。

例えば、先程来言いましたとおり、商工会青年部なんかは特にそういったものの動きというのはしやすいわけですよね。そういった組織のなかで、自分等として積極的に仕掛けていくということは、あっていいんだと思うんですよ。それをしないで、なんか行政がやらないからどうこうっていうのは私はちょっと筋が違うんじゃないのかなということを言っているだけです。是非、議員もそういう会に入っていると思いますので、提案をしているのであれば、そういったものから動いてほしいというのが我々の今の思いであります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

(休憩 11時58分)

(再開 12時58分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

質問事項、漁港における放置船対策について、町長に質問します。

福島町内の漁港内に放置船、長期間使用されずに破損した状態の船舶や、正当な権限に基づかず係留されている船舶が目立っていると考えます。

放置船の発生原因は種々あると考えますが、町として放置数量や発生原因、現況など実態調査を行っているのか伺います。

2点目として、町内漁港船揚げ場は土地も広く放置船が有ったとしても支障のない場合もあるが、今後放置船のもたらす支障要因となる可能性として、①として災害時の2次災害、台風時の他の船舶や近隣住宅への被害等。②として漁業活動に対しての支障。③として火災、不法投棄の誘発等、周辺環境への悪影響及び景観の悪化。④として犯罪等に利用される恐れ。⑤として、このまま放置すると放置船が増えていく可能性があります。

3点目として、放置船の所有者が処分をする場合に、行政としてその処分費用やリサイクルに対して軽減できる施策は検討できないか。

以上、3点を伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問に、お答えいたします。

国および北海道が整備する漁港は、北海道が管理する第一種及び第二種と、国が管理する第三種及び第四種漁港に区分され、町内では第三種福島漁港や第二種吉岡漁港があり、いずれも北海道が管理し、町は漁港利用料の徴収を委託されております。

1点目についてですが、町では毎年漁港利用料を徴収するための現地調査を行っており、また、漁港管理者である北海道及び漁業協同組合と共に放置船の実態調査を定期的に行っております。

なお、現時点で漁港利用上支障をきたしていないことから、北海道は管理者として所有者に対し処分の指導は行っておりません。

2点目についてですが、管理者が指定する船舶等の置き捨てや放置することは法律で禁じられており、また、災害等で支障が生じるような場合には、復旧、危害防止等の処分をすることが出来るとされており、引き続き、自然災害や漁業活動に支障がないよう北海道に対して対応をお願いしてまいります。

3点目についてですが、財産は所有者が処分すべきものであり、漁港の利用については北海道が主体的に管理すべきものであることから、町として現段階で処分に対する支援は考えておりません。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

放置船の実態パトロールは、年に何回くらいしているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

放置船のパトロールにつきましては、答弁にもありますとおり、漁港利用料の徴収を委託されております。

すので、その時点、春先に全箇所対象に調査しております。

後は随時、漁港の見回りとかもやっておりますので、随時やっているという状況です。

まずは、必ず年1回は調査をしてございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

実態パトロールの回る方は、どういう方がパトロールしているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

当然、産業課水産係は当然ですけど、管理しています漁協職員、それと道職員、道の振興局の水産課の職員も来ていただいたりしてパトロールはしてございます。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

私も週何回か日向の漁港を見るのですが、その係留船の床が剥がれたりしている船があるんですよ。

そういうことに関しては、報告はあがっているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

こういう係留している船につきましても、所有者を特定できておりまして、船舶の処理だったりとかは漁協と共にお願いをしているところであります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

漁師を廃業しているが船をそのまま係留している船もあります。その時、持ち主と北海道または町とこれらの連絡は取っているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

道の方では、答弁書の方にもありますとおり、どうするという、まだ指導まではしてございません。

ただ、漁協さんの方でも内容を把握しておりますので、漁協さんの方からも指導しているものとなっております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

福島町では、あまり魚も獲れていません。高齢者も多く、後を継ぐ人も少ないです。漁業を辞めて放置船も増えると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

いま漁業自体が、何て言いますか、小型船だとか大型船そのものがイカの不漁により、だんだん業態としてはきついなと。ただ、今、港の中心は養殖漁業者が大半を占めるような状況でありますので、そこについてはしっかり、先程の議員とのやり取りもありましたとおり、後継者が育っているような状況であります。あとは、議員に理解していただきたいのは、先程来申し上げますけども、漁港の管理そのものは北海道漁港管理条例のなかに、きちっと定義されておりまして、第一義としては、やはり北海道が管理者として漁港の中はコントロールしているということは理解していただきたいと思います。

ただ、我々としては一番現場に近い形のなかで、漁港利用料を年1回徴収しますので、その実態については大体状況とらまえて、常に、我々が行けない時は漁協の職員も常に陸上げだとか、色んな形のなかで現状を見ているので、そういった情報を共有しながら、北海道さんの方にはきちっとその旨報告してございます。

そして、管理条例のなかの第8条の中に放置物件の処分に関する除去命令というのも出せるようになっているんですね。ただ、北海道さんは今のところ福島漁港の中ではそこまで酷い物は無いという解釈のなかで、まだ強制的なとこまではいっていないというのが多分実態でないのかなと。

ただ、いま心配されるように、これからどんどんやはりそういった高齢化して、廃業して、解体までちょっと経費が掛かり過ぎて放置されるものも散見してくるんだと思うんですね。そういった時には多分、北海道としては法律に基づいて、しっかり処分行為をしていただけるんだと思いますので、その連携については我々やはり現場を預らせていただいていますので、それについてはしっかり北海道と連携しながらやって行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

現在、漁港内に停泊している放置船は、たぶん船舶保険に加入していないと思われます。

災害時に破損した場合、燃料が漏れた場合の処理はどうなのか。また、船体が破損した場合はどうなのか。教えてほしいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島・吉岡、白符漁港も福島の分港になっていますので、そういったなかで多分ある程度状態が良くない船というのが20隻ぐらいあるのではないのかなという風に我々認識してございますので、その船の状況によっては、登録されて放置されているものと、登録も外れて放置されているものと色々あると思うんですね。その中に、保険適用になっているものがあれば、なっていないものもあります。

ただ、一義としては、所有者がまずその管理の責任者でありますので、当然何かしらの事故があった時は、その所有者が責任を負うということがまず一義だと思います。

それで、保険が対象としている船については保険適用されて、補填はできるのだと思っていますので、なるべく我々としては、あまりそういった事のないように、色んな形のなかで、北海道さんの方にもきちっとコントロールしてもらう。

また、我々も年に1回町村会の組長さんの勉強会というところに色んな形のこういった問題も出ることがあるんですね。だから、各地の町村の状況も含めて、しっかり北海道も管理者とはいえ、そんなに職員が四六時中、漁港を見回すことは出来ませんので、そういったなかで例えばこういう事例が発生した時には、きちっと対応してくださいという提言もして行かなければならないのかなという風に今日質問を受けて感じてございますので、またそういった機会を通じながら、我々の課題となるようなことがあれば、しっかり北海道さんの方に提言をするような形を取って行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に基づきまして、町長に質問いたします。

町内山林等の寄付の増加と利活用構想について。

現在当町の個人所有地の山林の状況の中には、何らかの理由で長年放置されているのが常態化しているということもあるのではないかと危惧しております。

戦後も70年余となっておりますが、山を大切にしてきた先人たちも高齢となり、相続の発生がより多くなるものと思います。その相続人にあっても当町を離れている方も多く、維持管理が困難となっている状況が見受けられます。

国内課題としては、相続している所有者はまだ良いのですが相続を放置している方が増大している問題

が、3年後には相続の義務化を生むことになりました。

山林はまちの財産でもありますので、寄付されて新しい構想に向かうことは貴重な財産の活用に転換できるものと思います。多様な幾通りもの役割を持っている山林は構想によっては町の存命の役割を果たすことも考えられると思います。

山林の存在は地球温暖化問題から災害対策に至るまでの他、山間での生活利用や工芸品の製作、チップ材から建築材に至るまで多様な要求に応えることが可能であり、新しい林産業の振興開発が期待できると思います。

今後も寄付は増加していくものと思います。町長も寄付を受けた山林の利活用については構想を持っておられるようでありますので、是非お聞かせいただきたいと存じます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

森林は木材を生産する機能、水源を涵養する機能、大雨時の洪水や土砂災害を防止する機能、二酸化炭素を吸収する機能など、多面的機能を有しております。

当町においては全体面積の約9割を森林が占め、町の貴重な財産であり森林面積1万7,305ヘクタールの大半が国・道有林で適正に管理されております。

しかし、私有林の2,855ヘクタールは、その管理は所有者に委ねられておりますが、近年の土地利用の変化により、売れない・切れないなど、適正に管理されていない山林が多くなっております。

このような背景から町内山林の寄付については、私が町長に就任して以降は、維持管理が行き届かないなど、問題等の発生を未然に防止する観点から、町有財産として管理するよう寄付を受け付けております。

山林寄付の状況については、平成27年度以降から現在まで15所有者、73筆、面積で28.9ヘクタールとなっており、寄付の主な理由としては相続等により所有者となった際に寄付されたものであります。成長した森林は主伐が必要であり、町では貴重な財産・財源と位置付けており、現在新たな吉岡温泉建設に向け木質チップをボイラーの熱源とすることで検討を進め、伐採して植林する森林資源の循環による再生可能な資本として持続可能な利用を目指すものであります。

また、国では森林の有する公益的機能を維持する目的として、森林環境譲与税が創設されており、伐採や木材利用を促進し地域循環型としての仕組みづくりを専門家と連携しながら構築してまいります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

いま町長から答弁ありましたように、大変大きな面積を寄付されてきたと。

足掛け7年になるんですね。丸6年の間に、これだけの寄付があったということで、その面積28.9ヘクタール、15箇所73筆、それでこのヘクタールで言っても実感がわかないと言いますか、その実感をどのような形にしたら、やはり数字で表した方がいいんだなと思って、この73筆28.9ヘクタールというのは坪数に直すと1ヘクタールが3,025坪だから8万7千坪になるのかな。

それで、一年間の平均でいくと1万4,500坪の寄付が届いているという風に思うわけですけど、これは一年平均で、私の場合丸6年で割った場合ですね。

それで、この1万4,500坪というのもどれくらいの大きさだろうなと思ったら、札幌ドームの球場のグラウンドが1万4,500平米、坪で言うと4,380坪ということですから、1万4,500坪というのが3.3倍、約3倍を超えるんですね。その面積を毎年、今福島町に寄付されている面積総数だと。非常に大きいと感じる。ここで止まることはないと思うんですね。まだこれから増えるだろうと。私有林2,855ヘクタールが今10パーセントぐらいの寄付ですから、少なくとも20・30はいく可能性があるんだろうと思うんですね。そういうことを考えますと、これまでの町の森林整備計画に則っただけの対策では、対策ではって失礼ですけども、それは最も肝心ですけども、別な取り組みと言うか、そういう整備計画を支える意味でも、あるいは福島町が将来伸びて行くことを考えるにすると、やはりこれとは具体的な別な対策を講じて対応して行く必要があるのではないだろうか。

そのためにも人材ということも考えなければならないと思うんですけど、まず、町長自体も実感されているんでしょうけども、今の形で理解してよろしいですか。1年平均でそれだけの坪数が寄付されているということも実感として私札幌ドームの話もしましたけども。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私が就任してからは、なるべく山林を荒廃させたくない、なかなか先程言いましたとおり個人で、これまでの先達の方々はやはり山を財産として綺麗に管理してきたと思うんですよね。

それで今回ここ何年か、例えば、元森林組合長である方とか色んな山と関わっていた方から大口の寄付を頂いております。だから、私は、きちっと整備されている山ではないのかなということだと思いますので、その寄付された方々とも私直接話したことがありますけども、やはり山に対する思入れが結構強いものがありますので、しっかり我々として寄付をして町の振興に活用してくださいという思いが話している中から伝わってきておりますので、是非そこを、木材は大体50年で伐期を迎えると言われておりますので、それに到達している山がほとんどではないのかなという気がしていますので、まずはしっかりと、これから大きな公共事業続きますので、町としてはそういった公共事業のなかに、出来ればまずしっかり町の木材を活用していくことによって、当然財源が浮くことにもなりますし、またそれを取扱っている森林組合の事業量とも当然また増えてくることになりますので、そういったその循環をきちっとして行きたいなど。

そして、これまでの町有林から見ると大分面積が議員おっしゃるとおり増えることになりますので、もう少ししっかりとした計画を自分としてはもう一度、専門家の知恵を頂きながらちょっとやりたいなという思いがあります。

たまたま私のいところで岩手大学の教授をやっている人間がおりまして、それが造林業専門なんですよ。それでちょっと一度話をして、ちょっと福島のを色んな活用するのに知恵を貸してくれないかということも、ちょっと今お話を実はさせていただいておりますので、そういった専門の方の知恵を頂きながら、しっかり森林が永続的に自然の循環が出来るような物を森林計画のなかに作っていくべきではないのかなと。

それによって結果として、町内の経済も回るようにして行きたい。そして、また町としては財源収入が生まれるようなこともしっかり長い目で考えて行きたいなと思っていますし、また、環境税のこれから永続的に大体年間700万円ほど町の方に多分入ってくるのだと思っていますので、そういった財源も活用しながら、しっかり森林が、何て言いますか、山の中で倒れることのないように、なるべく伐期がきたらきちっと切ってあげて、新しい芽を植え付けるようなことをこれからやって行きたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

森林、大変町にとっては貴重な財産になり得るということですので、町長はその辺りを充分ご承知のうえで新たな対策を講じて行きたいという、そのように理解いたします。

この寄付を受けた所、どのような樹種が多いのか、どのようなというか、樹種と言えば福島町は杉が一番多いのだろうと思うんですけども、その寄付を受けたなかで例えば雑木の山とか杉山とか、どんな樹種が何割どれくらいというのは分かりますでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり、町内ではほとんど杉という部分がメイン樹種でありまして、保安林という部分の指定かかっている部分もあるんですけど、それ以外の土地に関しては概ね杉ということになっております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

おそらく杉材だということだと思うんですね。答弁の中にもある主伐をして行かなければならないと、主伐してまたそこに植林するとか、その用地によっては場所によっては主伐だの植林だの色々考えて行かなければならないだろうと思うんですね。

そして、福島町の収入にも繋がっていくということになると思うんですけども、25年30年前に北国の森ということで、オーナー制度をやっているんですね。その公社が福島町の人方が、当時まだ私の記憶では役場職員も買った方が居ると思うんですけども、分収林の契約年数、大体平成6年、7年、8年のオーナー達が令和4年、来年ですね、昭和33年植栽した杉の木の契約の満年齢がくるということで、伐採した後の収益について支払うという風なことになっているわけですけども、そのようにして場所的には非常に大切にされてきているところもあるわけで、今回このような大きな寄付がこれからも続くということがあれば、これをどこでこの公社に委託するのか、あるいは町独自でやるか、あるいは別な方法を考えるか、これからの課題になるのだろうと思いますけども、今言った方々の満期がくるということでございまして、道内ではオーナー1口当時、私の記憶ですと、正確ではないかもしれませんが、20万円ぐらい出資ということを知ったことがあるんですけども、平成6年7、8年の分収林の育林、これの1口当たりオーナー16万円から21万円の配分がされている。

今回福島町では、今、令和4年に満期になりますので、そのあたりでは福島町でどのくらいの価値のものが出てくるのか分かると思うんですけども、このようにして大切にしながら分収林として成り立たせていく、そういう考え方もあるのだろうと思いますけども、町長としては構想的に具体的なもし構想があれば、これこれという風な提示がもし出来るのであれば、それをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

ここ何年か寄付を受けたところについては、我々が昔から先達として、木を大切に守ってきた人達が多くありますので、たぶん材として良い材があるのではないのかなと思っていますので、町としては、まずは第一義としては、町がしっかり寄付を頂いていますので、そこについてはしっかり管理をして行きたい。それで、先程答弁のなかに切れない・売れないと言いつ方をしましたが、今、材はどちらかという切れば売れるような状況にもあるのは実態としてあります。どちらかという木材が不足気味で、かなり我々の色んな建築工事のなかでも需要が増えているという形もありますので高くなっている。

問題はですね、やはり切れる場所にあるのかどうかということだと思うんですね。それで、我々としては今、産業課で一生懸命森林組合とやっているのは、林道についてもなるべく切れるとこにきっちり林道をつけていこうということで、出しをまず良くすることを考えて財産収入を求めていくという手法で今やっていますので、当然この大口で多分、個人名は言えませんが、大体その寄付していただいた方は先程言いましたとおり元森林組合長だったりそういう方ですので、当然、林道の側の土地を持っていて、きちっと手を入れていたんではないかなという気がしますし、また吉岡から寄付頂いた方も町の関係者の親戚関係とかでありますので、やはりそういったきっちりどちらかという、投げっ放しの管理ではなくて、きちっとこれまで管理されてきた山だと思うんですね。だから、大きい山の面積を持って得ることにものなるのかなという気がしますので、我々としてはまずしっかりそういった寄付を頂いた、たぶん町の振興に寄与したいという思いが、そういった方々が多いのだと思いますので、そういった思いにきっちり応えるようなことをして行きたいなと思っています。

今、議員おっしゃるようなものについては、まだちょっと別な観点でこれからそういったものが可能かどうかというのは、また模索する必要はあるんだと思いますけども、現段階では今きちっと町のこれまで持っていたものと新たに今所有したものを加えながら、トータルとして5年なり10年、どういう計画で進めて行くかということ、出来ればもう一度、森林整備計画も含めながら再構築して行きたい。そのように今ちょっと思っていますので、また、ある程度そういった検討が進んでいきましたら、議会の方にも相談しながら意見をいただきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

町長の構想は構想として分かりました。けれども、当然メインとするのは森林開発ですね。それに関わる方もここで働けるような格好に突き上げて行ければなお良いわけですが、勿論、森林開発計画がメインにしながら、さらに、これからは借りたい人に例えば貸すとか、貸与するとか売却するとか、それを観光、生活、一村一品まで、どのような活用方法もあるわけだから、それは組み立てというか人材を確保しながら進めて行って欲しいなという風に思うんですね。

過去に工芸品も、私函館のデパートと札幌のデパートで、ここで作りあげた一村一品のものを販売したこともありました。そういうチップ材も使えますし、建築材にも、あるいは工芸品の対応にも使えるという、そういう夢がいっぱい持っている山林ですから、どうかこれからの寄付が続くであろう人方への対応も含めて、夢を作りあげていくっていう、そういう形にしてほしいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

我々もしっかり頂いたものを、貴重な財産でありますので、山自体が動くことによって経済を回して行くというのも1つの手法だと私は思っていますので、きっちり山がですね、そこにただ置くということではなくて循環させていく。そうすることによって、自然環境なりそういったものにも寄与してくるだろうし、当然、先程言いました本来の森林が持つ水の水源涵養性とかそういったことを考えますと、やはり、きっちり循環させていくことが山を回して行って、地域の里の方に経済を潤わせていくということが私は自然の流れとしていいのではないのかなと思っていますので、そのなかで色んな手法があって良いと思っていますので、また色んな機会を通じて、そういったものがあればまたご提言いただければと思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

当町の地域包括支援センターの方向性について、町長に一般質問させていただきます。

現在、各市町村に於いては、2025年の地域の姿を見据えた第8期の介護保険事業計画を策定しております。介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」として位置付け、2025年（令和7年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築する事としております。

当町を含め、今後、団塊世代が75歳以上となる2025年、更にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、大都市や周辺地方都市、中山間地域等、地域によって高齢化の状況及びそれに伴う介護需要も異なってくることが想定されます。その事から地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを進化推進して行くことが重要であると考えております。

全国共通の課題に対して、その資源や手法の在り方は地域ごとに異なる中で、今後はサービスを増やす事だけでなく、どのサービスを重点的に充実させていくかも重要であり、当町としての方向性をお聞きしたいと思います。

介護の状態の維持や改善に必要な訪問・通所・施設のサービス選択についても地域特性を生かし、当町にあった取り組みを進める事も必要だと考えます。その為には、町として地域包括支援センターと民間介護事業者をどの様な位置づけをし、三師会を含めた自立支援と重度化防止に向けた取組・連携をどの様に進めて行くのかお伺いしたいと思います。

加えて、介護離職者ゼロを目指すための方策などについて、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

町では、国の方針を受けて、第6期から福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、医療機関及び介護事業所ならびに地域包括支援センターなどが連携し、段階的に地域包括ケアシステムの構築を行ってまいります。

1点目の、介護サービスの方向性につきましては、国は施設介護から在宅介護への転換を推進する流れとしておりますが、当町においては、現在、各介護事業者が提供している在宅・通所・施設サービスの充実を図りながら、当分の間はこの体制を維持して参りたいと考えてございます。

2点目の、三師会及び町内の民間事業者との連携の在り方につきましては、定期的な地域ケア会議や介護運営協議会を通じ、地域包括支援センターと医師、介護事業者と連携・情報共有したうえで課題解決に向け事業展開を図っております。

また、生活支援などについては社会福祉協議会が実施している安心生活創造事業において、高齢者世帯の訪問や安心サポート電話により高齢者の生活実態を把握し、その調査結果に基づき、地域包括支援センターの保健師が中心となり町内事業所や関係機関と連携を図りながら対応しているところであり、その中で社会福祉協議会は高齢者の見守りなど福祉行政の補完的な役を担っており、福祉施策の重要な位置付けとなっております。

3点目の、介護離職者ゼロを目指す取り組みについてですが、職場環境の改善や給料面などの待遇改善が人材確保の課題として上げられ、当町の介護現場においても大変厳しい状況が続いております。

国では、このような厳しい介護現場の人材確保を目的に介護従事者の給料等の処遇改善を図るための予算を措置しており、令和3年度の第3次補正において直接寄付されることとなっております。

現下の厳しい介護人材不足を補う手法として、北海道では介護事業者への外国人介護人材の受け入れに関する制度の研修会を開催するなど、外国人を含めた人材確保対策を実施しております。

当町においても、介護事業所などと協議を進め、新たな人材確保の方策の一つとして外国人介護人材の確保へ向けた作業が必要なものと考えております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

今回、地域包括ケアシステムの必要性和根拠というものについて質問させていただいております。

2019年の4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した、日本の世帯数の将来推計というものがあるんです。その世帯主が65歳以上の高齢世帯となって、その中で独り暮らしが占める割合が北海道では2040年には43.1パーセントに達すると。これは都道府県で5位になるそうです。その背景として、核家族や未婚者の増加等が背景にあるわけなんですけども、今後さらに社会保障制度の拡充が必要となってくる。少子化で高齢層が拡大する一方で、見守り介護の需要が高まるわけで、その対応が各自自治体創意工夫して行かなければならなくなってくると思うんです。

単身高齢者が増える背景としては、町長も既にお分かりだと思いますけども、核家族化や未婚、離婚の増加の影響が大きいと、北海道が上位に入ったことは、それに付け加えて北海道が上位に入ったということは北海道から東京圏内の方に人口の流出も多くなっていると思います。

つまり、北海道の人間を北海道にとどめておく北海道という大きな人口流出を防止するダムが、ダムの機能を果たしてこなくなっているという状況も今社会的に考えられると、この様に思っております。

そのなかで1点目の介護サービスの方向性について、国は施設介護から在宅介護へと推進する流れを考えているようすけれども、当町としては当分の間、今の福島町がおかれている在宅・通所・施設サービスの拡充が各事業所で行われていることに対して、それを維持して行くという風に言われております。

これは、当分の間は町内の各事業所をサービスしているとしてるんですけど、その当面の間まで、どのような施策を検討しているのか、まずお聞きしたいなと思います。

私はですね、施設介護から在宅介護って国では言っておりますけども、これはもう言葉悪く聞こえるかもしれないんですけども、2階から目薬さす様なもので、間違っではないなと思うんですけども、これも全く命中率の悪い現実をよく理解していない様な感じがするわけなんで、現実としては見る人も見られる人も、やはりそれぞれの充実した生活を送っていく、そこに地域ケアが成り立つと考えておるわけで、そのために当町として実態にあった各施設の充実に対して、手を差し伸べていかなければならないんじゃないかなと思っておりますので、まず1点目として当面の間までの施策を検討をするという風にお答えいただいておりますので、その当面の間まで、どのような施策を検討するのか、お伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

国は、回答にもありますとおり、施設から在宅へと移行を考えている。ただ、今議員おっしゃるとおり、じゃあ現実的にそれが直ぐ出来るかというと、なかなか今の家族構成なり社会環境の状況を見ますと難しいというのが顕著に表れております。そこに当然、福島町にあっても高齢者の方々が夫婦2人であったり、例えば子供さんが都会の方に出て、通常その世話をすることが出来ない。

そうすると、追っ付け介護が必要となると施設に移行するというのが今パターンであります。ただ、町内の施設の受け皿というのは、今、陽光園さんの方で受けている数しか出来ませんので、そのところはなかなか大変なのかなという気がします。

ただ、地域福祉計画を我々、私、福祉担当した時に1期のやつを作らせて、今3回目ぐらいの更新 になっていると思います。そのなかにも、やはり基本的なことをお互いに支え合って、ひとり一人が元気でいくことを目指すということを理念として確か掲げているのではないかなと思っています。

要するに、一人一人の健康をまずしっかり維持していくことが介護にならない一番の手当てではないのかなというこの理念を掲げていますので、まずそのところを、きっちりサポートして行く必要があるんだと。そして、どうしても介護の状態に至った時、至りそうになった時、いま医療の方と相談しているのが、うちの保健師も含めてですけども、医療の方に今我々として町立の診療所を抱えるようになりましたので、光銭先生ともよく話をさせていただいておりますけど、光銭先生も積極的に在宅の方の面倒を見ていただくようなことをさせていただいております。

要するに、うちの方に出張って診療をしていただく。そういったなかで色々なものを早く察知しながら手当てをしていくようなことが出来るようになりましたので、まずはやはり、うちの保健師なり、医療そして介護事業所と、三者が連携することによって、当面、今のそのダムを崩れかけていたダムをなかなか崩れないようなかたちで繋いで行く必要があるのだと思っています。

そして、やはり、これから核家族化されていきますと、たぶん家族だけでは出来ないんだと思うんです。やっぱり隣近所の周りが色んな形でサポートして行って、その地域全体で見守っていく様な形を取っていく。それでも出来ない時に施設にお願いをするという形が、私は理想ではないのかなと思っていますので、まずはそういったものをしっかりやっていく形を取りたい。

それには、一にも二にも、まず健康寿命を伸ばすことが、そのところの第一義ではないかと思っていますので、そういったものを今、地域福祉計画の中で、きちっとそれぞれの役割を明示しながら今やって行く。そのなかで多分、社会福祉協議会などは特に補完的な施設として、持続可能なものの現場の団体として位置付けられておりますので、そういったなかで、これからしっかり連携を取りながらやって行きたい。そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

町長のおっしゃる一人ひとりの健康でと言うのは一番そのとおりで、健康な人が沢山居れば、そういう介護の話にはならないわけなんですけども、なかなか、私が言っているのはそれより更に2、3歩先行って、少し介護の方のお世話になりそうな方々の話から話が始まっているので、ちょっと私が合わないかもしれないんですけども、理想としては、一人ひとり健康であればそれが一番良いことでないのかなと思います。また、地域的にそういう見守りする方々が、年齢層がある程度整ったなかで、そういう方々を地域全体で見守るそういう地域になっているかというと、今現実的にはなかなか厳しいもの。

じゃあ、それが町内会単位でどうなんだろうということになると、追跡調査にもさせていただいております。なかなか町内の活動もそうはいかないという状況の中で、やはり安心安全な見守りという事業を行っている社会福祉協議会なり何なりの力というのは、私は必要になってくるんじゃないのかと、このように思っております。

そのなかで、2点目の質問にさせてもらいますけども、定期的な地域ケア会議とか、それから介護運営協議会を行っていると言われておりますけど、どの程度の頻度で行われて、そのなかでやはりその地域的

に各町的に、それぞれ様々な色んな条件のもとで色んな課題がその町その町であると思うんですね。

その協議会なり、ケア会議なりで当町としてどういうものが課題になっておるのか、まずその課題がどういう風なもので上げられているのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

地域ケア会議については、地域包括支援センターの事業の中で、毎月1回の頻度で開催してございます。これについては、各事業所のケアマネージャーさんや医療機関、看護師さん、それと最近薬局出来ましたので薬局の薬剤師さんも集まっていたいて情報交換をしている状況であります。

それぞれの抱えている事業所であれば事業所、医療機関であれば医療機関、そういったなかで課題があれば、そういったものの情報共有を図っているという状況です。私は具体的な課題まではちょっと取らまえてございません。

また、そのなかの3回程度は自立支援型のケア会議ケース会議ということで、保健所の方からも入っていただいて、そういったところとまた専門的な知見をいただきながら、地域への課題を解決しているという状況でございます。

あと、介護運営協議会につきましては、構成メンバーは医療機関の先生と、ある程度そういう団体の方からも介護事業所からも入っていただいて、この介護運営協議会については主に介護事業の運営についての協議を町の方から諮問という形ではないですけども、情報提供をして意見をいただく。

そして、一番の大きな仕事としては3年に1回の介護保険料の改正がありますので、そういった時の諮問機関という位置付けのなかで意見を頂いていることが中心になろうかなという風に思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

先程、薬局も入っているという話であれなんですけれども、私ちょっと気になる点が、当町の場合は養殖事業が大変6月頃から盛んに行われて、夏場の暑い盛りまでやっているんです。

それで以前、千軒のごみ処理場の所で4町のごみの空き瓶の種類を見させていただいた時に、福島町だけドリンクの瓶が特化して山がひと山、ふた山以上違うんですね。そういう面で、やはり他の町も同じ労力で働いている割には、うちの町がこういうの随分多いんだなということに対して、やはり医療機関なり、そういう薬局なりが何かしらその地域の介護と違いますけど、何かそこら辺でアドバイスのようなものが地域全体として考えられないのかなって思った。今その薬局が入っているということで1回お聞きしたいなと思っておりました。

ただ、この話は元に戻しまして、今、社会福祉協議会が安心安全でやっていただいておりますけれども、この町長の回答にもありましたけれども、福祉行政の現場を把握している社会福祉協議会であるわけなんですけども、先程言いましたように地域ケア会議とか介護運営協議会という議論も、また、その社会福祉協議会から上がってきたものを協議して、それをまた現場サイドの社会福祉協議会に戻す何か流れのように私は見えるんですね。

その議論を直接、私は社会福祉協議会に一本化して、もっとアクションというかスピード感を高めた中で、それから方向性を地域ケアなり介護運営協議会が相談するという流れの方が、行ったり来たりのキャッチボールするよりも何か直線的に凄く分かりやすいような感じがするんですけども、そこら辺の考え方もしあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

社会福祉協議会につきましては、地域福祉計画の中の推進役として重要な位置付けになってございまして、様々な問題を抱えている人を見過ごすことなく、地域で安心して生活できるように、一人ひとりを総合的に支援する実践活動を推進する先導役を担うという位置付けになってございます。

そして、議員ご提案の、例えば地域包括センターと社協さんが一体となってやった方がスピード感があるんじゃないかということの多分お話ではないのかなという風に思っていますけども、ただ、現実として常任委員会の中でも社会福祉協議会の実態をお話させていただいておりますけど、なかなか今人材が、じゃあそこに手当てできるのかという事が一番の課題ではないのかなと。

町の保健師さんをそちらに派遣して、やるという手もないわけではありませんけども、なかなか、その保健師さんも人材を新たに確保することが出来ないなかで、今うちの方としては、役所の方の事業だけでも相当な幅の広い事業を展開してございますので、なかなかそれを2つに、今5人居ますけど、3人と2人を離して事業をするということは、ちょっと私は現実的ではないのかなと。

じゃあ、社協さんでそういう人材を求めてやることは出来ないのかってことになるんだと思いますけど、なかなか今の社協さんの財務体質の中では当然それは難しい。当然、町がそういった手当てをして、社協さんに派遣するのであれば可能かもしれませんが、なかなか今自分が考えているなかでは、そこは色んな方から提言も言葉として聞いてはいるんですけども、そこはちょっと厳しいのかなと。

今、事務局長の方も相当年齢が高くなっていて、後任探しも今これから早晚出てくるのかなという心配もしているなかで、なかなかその下のところまで手当て出来るのか、どうなのかと。今のその職員だけの体制では私はちょっと難しいのではないのかなというのが実感であります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

なかなか厳しいとは思いますが。でも、いつまでもこのままの体制で人口もどんどん減ってくる。

そして、年齢層も高くなってくる。それで、これを早い段階で何らかの方向性をきちっとしないと、私は器ばかり大きくても中身が無いような事業展開がなされていくんじゃないのかなと考えるわけです。

そのなかで、いかに効率よく、いかにスピーディーに、そして対象者となられる方々に対して最も適切なサービスを提供できる体制作りというのは常に進化して行かなきゃなんない。このように思うんです。

それで、これは福島町が、例えば近隣の木古内・知内・松前町がこういうことやったから、うちの町もこれでやれるというものでもないですし、その町その町でやはりその環境下にあった特色を持ったやり方というのは私は必要でないのかな。

そのなかでやはり、最後になりますけども人材なんですよね。これは、人材は保健師さんもそうでしょうし、実際に町長も言われております介護人材の不足というのが全道的に広がっておるわけですけども、何て言うんですか、足りないというのは何年後に何人足りないという、そういう細いことは言わなくて、今現時点で足りないわけですから、それはそれでご理解、理解お互いに行っていると思うんですけども、じゃあその人材確保を、何で人材が足りないかという要因は、やはりここで給料の面とか職場環境の悪化というか、職場環境が合わないとかということで、何か給料の面だけ国が特化して言われているようですが、辞める時になると、どうしても給料が安いというのが一番辞めやすい理由なんですよね。給料が安いというところに雇用される前にその給料は納得して来ているはずですから、辞める段階で給料が安いなんて言葉は通用しないわけですよ。

じゃあ何故最後に辞める時に給料が安いとか、言うのかというと、やはりその職場環境の人と人との繋がり、そういうのが一番なんかあるそうなんです。職場の人間関係の問題で一番原因というのが25パーセントぐらい。それで、給料が少ない、収入が少なかったとか、あと結婚とか出産とか、妊娠、育児の為にというのが大体20パーセント。これは、パーセントというのは結局北海道で20年度に調査したデータなんですけれどもね、そういう面でそういうデータが出ております。

だけれども、この人材が足りないというのは各事業所によって人材確保というのは工夫して行かなきゃなんないし、今さっき言いましたように、やはり職場の人間関係というのは、やはり仕事がきついから人間関係もきつくなってくるのかなと、このように感じた時に職場環境を直して行くというのが、その介護事業所の力量によると思います。

色んな全道、また全国的に事業所の内容を見ると確かに工夫しているところも多い。けれども、絶対的に今コロナ禍のなかにあって様々な面で介護事業所というのは窮地に立たされている。介護報酬も減額されたまま職員の給料を上げていかなきゃなんないと、これは皆それぞれ同じだと思うんです。町内の事

業所もどこの町の事業所もですね。

そのなかで、やはり大変身勝手な言い方かもしれませんが、町としても様々な手法である程度手を差し伸べてやらなければならないんじゃないのかなと、私が言っているのか悪いものか分かりませんが、そういう状態まできているという風に感じています。

そのなかで、福祉用具等の購入とか、それから様々な研修というものに対して、やはり町として何かしら情報を共有しながら何か補助的なもの、情報の面での補助的なもの、それから場合によっては金銭的な補助、物理的な補助というものに対して、私は手を差し伸べるもう時期にきているんじゃないのかなと思うんです。これが所謂、町長がよく言われる医療費の掛からないまちづくりという風なものにも私は繋がっていきんじゃないのかなと。

例えば研修なんかでも、今はもう全国的に流行っているのが、ノーリフティングというノーリフティングケアと言うんですか、抱っこしない介護手法というのが研修を通して、お互いに介護される方も、やはり自分のある程度の力でベッドから起きるとか、そういうので自信が持てますし、介護する方も腰痛にならない。そういうのもやはり研修する、研修する為にはやはり研修医の方に研修医の所に行って習うんじゃないなくて、今、先程から言っているように、なかなか現場から離れられない状況ですから、研修してくれる方を呼ぶとか、そういうようなものに対して町も介護事業所と、よく情報共有しながら、私は対応して行けないものなのかなと。それがいわゆる地域包括ケアなんですね。根幹たるものでないのかなと思うんです。

また、福祉用具もかなり腰痛防止のために腰から下の方に対して、そういう色んな器具もあるようです。

それからもう1つ。先程、町の医療機関で在宅ケアをこれから進めて行くということですが、その在宅ケアをするうえで、やはりお医者さんが診る範囲、それからリハビリをする範囲、これも結構重要な事です。そのお医者さんが診るのはやはり、病気か病気でないかとか、そういう状況の原点があって大丈夫だよ、大丈夫じゃないよってということなのでしょうけども、今、函館でも民間事業所で病院と提携しながら、リハビリ施設に来てくれるんじゃないなくて自宅にある程度行って、そのリハビリをして、自宅でリハビリをしながらお医者さんとある程度連携を取りながら、各家庭を回って行くという事業もあるんです。

ですから、もし本当に在宅介護をこれから推し進めて行こうとするならば、そういうことも視野に入れて、私は検討して行くべきではないのかなと思うんです。

そのような事を考えて、ある程度職場環境を変えていくということで離職者ゼロという方向にお互いに介護事業所と町と、これからどんどん煮詰めて行ってもらえれば一番良い。

そして、町として事ある毎に、介護職に対しての理解を町民の方々に得られるように、是非進めて行ってもらいたいと思うのです。

その施設によっては、短時間でもいいんです。シーツ交換だけにパートで来てもらうとか、介護者の人と顔を合わせなくても、ホテルのリメイクする方と同じで、そういうような事もやはり町の方からも介護事業者と十分に協議するケア会議等があるということでやっていますから、かえって具体的な絵を描くよりも具体的な内容について、もっともっと協議して行かれないのかなと思いますので、最後に考えを聞いて終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

介護現場自体は、かなりやはり厳しい環境の中で、なかなか新しい人材を確保できないなかで、かなり不足気味の中で今仕事をしているのかなという気がします。

だから我々としては、研修制度を支援する形で資格取得なり色んな形。ただそれも良い時と悪い面がありまして、しっかり資格を取ると都会に若い人が出たがるという傾向がありますので、そのところはちょっと痛し痒しのところはあるんですけども、ただ、今言った介護予防の関係も含めて在宅医療の関係も含めて、やはり町の方でも保健師さん中心にふれあい教室だったり、てんとう虫教室の中で理学療法士さんに来ていただいて色んなリハビリを体験させていただくという形はしていますけども、やはり今度は、施設通所事業所も含めて、町が主体で単純にやるのではなくて、やはり連携したなかでこれからやって行く必要があるのではないのかなという気がしていますので、そういったもの、また今提案頂きました、やは

り出て行って研修を受けるんじゃないなくて、こちらに来ていただいて専門家の方に、町が招き入れて、そういった事業所の方に直接指導をしていただくというのも一つの手としてはあるのではないのかなという風に思っていますので、当然、介護ケアシステムのなかでまたそういったものが構築できるのであれば、しっかり提案をして連携をして行きたいと思っています。

そして、今、介護自体は通所介護サービスをやられている事業所、施設サービスをやられているところ、今までこれが、どちらかというときちっと連携しているようではなかなか別々なものだったと私は認識しているんですね。

これからはやはり人口が減って行くなかで、お互いに人材も足りないなかで、やはりそのところと医療が3つぐらい連携が密になるような塊を作っていくことが理想ではないのかなと。

それで、お互いに足りないところを補完しながら、どこかで収れんしていくべき時期に来ているのかもしれない。ただ、今すぐっていうことには多分ならないと思います。今までやってきた法人の経緯がありますので、そういったものも含めて、これから新たな展開に繋がって行くんじゃないのかなと思っています。

あともう一つ、給料と職場環境の面の話をする、あまり大きい声では言えないですけど、私も横綱記念館初期の頃経験させていただきました。女性の中にポツッと一人男の職員が入った時に、やはり難しい職場が形成されるんだなということを経験されて、やはり各事業所でもそういった声が多分あって、なかなか好んで離れるわけじゃなくて、しょうがなく離れて行くというのも職場の中には有るやに聞いてございますので、やはりそういったのも交流があることによって少し潤滑油になるのもあるのではないのかなという気がしていますので、そういった色んなことを試行錯誤しながら、今、地域本当に福祉計画の中に掲げている3つの健康福祉、安心福祉、そして共同福祉というその理念に、なるべく近づけるようなことを皆さんの知恵を頂きながらやって行きたいと思ってございますので、是非ご協力頂きたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（休憩 14時09分）

（再開 14時19分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第28号 岩部地区交流センター管理条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第28号 岩部地区交流センター管理条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の1ページをお願いいたします。

議案第28号 岩部地区交流センター管理条例の一部改正について。

岩部地区交流センター管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月8日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料の1ページをお願いします。

議案第28号関係、岩部地区交流センター管理条例の一部改正について。

1、提案の理由について。

岩部地区交流センターは、指定管理者制度の最大の特徴である民間のノウハウを活用すべき事業として

いる岩部クルーズ運航事業と併せて、令和４年度から指定管理者制度の導入を進めているところであります。

指定管理者制度の導入にあたり、条例へ指定管理者に管理運営等を行わせることができるよう条例の一部を改正しようとするものであります。

２、改正の内容について。

岩部地区交流センターを指定管理者が管理運営及び使用等を行うことができるよう関係条項の文言を整理するものであります。

①第３条関係。

第２項に、町長は、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により町長が指定するものに指定管理を行うことができる旨の条項を追加。

②第４条、第５条、第６条、第７条、第８条及び第９条関係。

各条項に指定管理者が取扱いできるよう文言を追加する改正内容でございます。

３、施行期日について。

令和４年４月１日から施行します。

なお、議案の１ページ及び２ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、岩部地区交流センター管理条例の一部改正についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第２８号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第２８号は可決いたしました。

◎議案第２９号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第７ 議案第２９号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の３ページをお開きください。

議案第２９号 福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和３年１２月８日提出、福島町長。

内容についてご説明いたしますので、資料№２、説明資料の２ページをお開きください。

議案第２９号関係。

福島町国民健康保険税条例の一部改正について。

１の提案の理由について。

平成３０年度の国保広域化により、北海道が財政主体となり国民健康保険を運営しておりますが、北海道国民健康保険運営方針に基づき、令和６年度の保険料水準の統一及び令和１２年度には全市町村保険料率の統一が予定されております。

これらの状況を踏まえ、町では、国保連合会による保険税率のシミュレーションを実施し、保険料率の統一に向けた保険税率の改正をするものであります。令和５年度以降についても、毎年度、国保連合会へ支払う納付金に対応した保険税率のシミュレーションを実施し、適正な保険税の確保に努めてまいります。

また、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和３年６月１１日に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和３年９月１０日に公布されたことに伴い、国民健康保険税に係る改正について、子育て世帯に対する経済的負担軽減の観点から未就学児に係る均等割の５割を軽減することとしていることから、当条例の一部を改正するものであります。

２、改正の内容について。

（１）国民健康保険税率の改正について。

①保険料水準の統一に向けた賦課方式の変更であります。

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については、これまでの２方式から３方式に変更いたします。新設した平等割については、負担増の緩和を図りながら、段階的に調整してまいります。

②国保連合会のシミュレーション結果に基づく税率の改正。

統一保険料に向け、令和３年度の所得等をベースとしたシミュレーション結果に基づいた税率といたします。

③基金の対応について。

国保連合会へ支払う納付金に対し、保険税に不足が生じた場合には基金にて対応してまいります。

３ページをお願いします。

現行税率との比較であります。

医療分については、所得割が１１パーセントから７．５パーセントに、均等割は２万円から２万４，１００円に、平等割は３万２千円から２万５，４００円となります。

後期高齢者支援金等分については、所得割・均等割の２方式から平等割を加えた３方式に改正となります。所得割は３パーセントから２．３パーセントに、均等割は１万円から７，６００円に、新設の平等割は３千円となります。

介護納付金分についても、後期高齢者支援金等分と同じく３方式となり、所得割は２．７パーセントから１．５パーセントに、均等割は１万２千円から６，８００円に、新設の平等割は２，１００円となります。

（２）の未就学児に係る均等割額の軽減についてですが、未就学児に係る均等割について、公費負担により５割軽減いたします。税率改正後の１人あたりの均等割額は次のとおりとなります。

医療分につきましては、軽減なしの場合で２万４，１００円の半分の１万２，０５０円に、軽減世帯はそれぞれの軽減区分のとおりのとおりとなります。

後期高齢者支援金等分につきましても、軽減なし世帯では７，６００円の半分の３，８００円に、軽減世帯はそれぞれの軽減の区分となります。

なお、軽減に伴う財源の負担割合は、国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1の負担となります。

3、施行期日等について。

(1) 施行期日については、令和4年4月1日から施行します。

(2) 適用区分について。

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。この改正案につきましては、11月18日開催の福島町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を得ていることを報告いたします。

なお、議案の3ページから20ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第29号 福島町国民健康保険税条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

国保の基金の残高は、どのくらいありますか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

令和2年度につきましては、2年度末ですが1億3,549万5千円となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか、質疑。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

この税率改正、一部改正ということなんですけども、今、町民懇談会行われて、町民に対しての説明を当然されていると思うんですけども、この会場に今回介護と後期高齢者のやつで平等割が増えるんですけども、金額的には3年目途にして令和6年度までの平準化ということでやって、金額的には大したことはないと思うんです。

ただ、金額も変わる、税率も毎年のように変わる。この中で町民に対しての説明というのは、町政懇談会の時には来られる方っていうのはある程度年齢層も決まって、こうあれなんですけども、やはりこれを周知していないとか聞いていないとかという方々も結構居ると思うんですけども、そういう方々に対してどういう風に説明内容を継続していくのか、お聞かせください。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

町政懇談会の方につきましては、町長の方から冒頭の挨拶で参加された方にはお知らせをしております。あと、私ら福祉課の方としては、今回条例改正が通りました時に12月下旬から1月にかけて、各町内会を回って、国保の状況と今回の改正の内容を説明する予定でございます。

以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。
討議を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。
討論を行います。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第29号を決することに賛成の方は起立をお願いします。
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第29号は可決いたしました。

◎議案第30号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第30号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。
村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

議案の21ページをお開き願います。

議案第30号 福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月8日提出、福島町長。

内容についてご説明いたしますので、資料No.2、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第30号関係。

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

1の提案の理由について。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施工規則の一部を改正する内閣府令が令和3年8月2日に公布されたことに伴い、福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

2の改正の内容について。

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業所等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する改正を行うものです。

また、第2章の特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準は、条例で規定する必要がないため

削除するとともに、あわせて「章」「節」「款」で構成する条例を、「章」「節」の構成に変更するための改正を行うものです。

(1) 条例名称の変更及び目次並びに第53条から第61条関係。

第2章の特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準は、施設等が共通で満たすべき運営に関する事項であり、内閣府令で定める基準によることとなっているため、条例の規定を削除するとともに、条例名称の変更及び目次から削除するものでございます。

(2) 第5条第2項から第6項及び第38条第2項、第53条関係。

新設する第53条は、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関係するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するもので、第5条第2項から第6項の内容を包含したものとなっているため、当該規定を削除するとともに、第53条第2項から第5項の内容は第38条第2項で準用する第5条第2項から第6項の内容を包含したものになっていることから、第53条の新設に伴い削除するものでございます。

3の施行期日について。

公布の日から施行いたします。

なお、議案の21ページから30ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、提案内容についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第30号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第30号は可決いたしました。

◎議案第31号 福島町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第31号 福島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の31ページをお開きください。

議案第31号 福島町国民健康保険条例の一部改正について。

福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月8日提出、福島町長。

内容説明についてご説明いたしますので、資料No.2、説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第31号関係。

福島町国民健康保険条例の一部改正について。

1、提案の理由について。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から支給する出産育児一時金の額の改正が行われました。当条例においても、これを準用していることから、国に準じた改正をするものであります。

なお、出産育児一時金の支給額については、条例で定めている額に条例施行規則で定める額を加算することとなっておりますが、規則で定める額は減額となることから、実際に支給する総額については変更ございません。

2、改正の内容について。

（1）の出産育児一時金の額の変更については、現行の40万4千円から40万8千円へ改正します。

（2）条例及び規則で支給する額については次の表のとおりとなります。

条例の部分については、先程の説明のとおりです。規則に定めている加算額につきましては、1万6千円が1万2千円となることから、総額に変更はございません。

ここに記載はしておりませんが、規則で定める額につきましては、被保険者が分娩機関に支払う産科医療補償制度の掛け金額となっております。この1月からこの額が1万2千円に引下げることに伴い、減額となるものであります。

3、施行期日等について。

（1）施行期日については、令和4年1月1日から施行いたします。

（2）経過措置について。

この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、従前の例によるものといたします。

なお、議案の31ページに条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第31号 福島町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第31号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第31号は可決いたしました。

◎議案第32号 第5次福島町総合計画の変更について

○議長（溝部幸基）

日程第10 議案第32号 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

それでは、議案の33ページをお開きください。

議案第32号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月8日提出、福島町長。

次のページ、34ページから40ページまでにつきましては、後期実施計画の変更前・変更後の対照表となっております。

なお、説明につきましては、議案説明資料でご説明いたしますので、別冊2議案説明資料の6ページをお願いいたします。

議案第32号関係。

第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和3年度福島町議会定例会9月会議において議決された本計画について、新型コロナウイルス感染症対応等により変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものであります。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画は、事業件数163件、事業費総額が62億360万円となっているものに、新規事業1件、事業費5,900万円を増額、変更の生じた6事業に係る事業費を1,010万円増額し、総事業費を62億7,270万円に変更するものでございます。

なお、財源の主な内訳は、国・道支出金が420万円の増額、地方債が550万円の減額、一般財源が7,040万円の増額となります。

（1）総事業費等の変更につきましては、ただいまの説明を表にしたものでございます。

次のページ。

（2）変更区分の概要について。

こちらにつきましては、変更理由ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認願いたいと思います。

次のページをお願いいたします。

（3）施策体系別の変更について。

基本方向の項目別における、変更の内容に整理したものととなっておりますので、ご確認いただければ

と思います。

次のページ。

(4) 事業費等に変更が生じた事業について、ご説明いたします。

事業名が、種苗生産施設等整備事業でございます。変更の内容につきましては、事業実施時期の変更及び事業費の変更ということで、令和3年事業費、令和3年度基本設計の予定でございましたけれども、実施設計を追加したものでございます。令和4年度に実施する実施設計を前倒ししたものでございます。これによって、令和3年の事業費が1,900万円の増額、令和4年事業費を2,500万円減額したもので、総事業費が600万円の減額となるものでございます。

次の段の事業名が、漁業生産基盤安定化事業でございます。

変更の内容につきましては、令和3年度に実施する補助の追加でございます。

新型コロナウイルスの関係で、令和2年度に実施しましたけれども、令和3年度に魚価低迷対策支援ということで事業を追加したものでございます。これによって、令和3年度の事業費が800万円増となるものでございます。

下段の、事業名が飲食店等応援支援事業でございます。

変更の内容につきましては、補助事業を追加するものでございます。既に第一弾として、令和3年度に支援金を交付してございますけれども、720万円の事業費を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

上段の、事業名が冬の生活支援事業。

こちら後ほど新規事業で出てきますけれども、変更の内容につきましては、事業を統合したものでございます。あったか応援給油券給付事業に事業を統合したものでございまして、こちらを令和3年度の事業費を減額するものでございます。令和3年度事業費を500万円の減額としたものでございます。

次の段、事業名が渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金事業でございます。

こちらにつきましては、令和2年度に木古内松前線の維持に伴う沿線自治体の支援ということで実施しましたけれども、令和3年度においても継続支援を実施したいということでございます。

これによって、令和3年度の事業費が230万円の増となるものでございます。

次のページ。

事業名が、各学校校舎営繕事業でございます。

変更の内容につきましては、吉岡小学校外修繕箇所の追加によるものでございまして、令和3年度に吉岡小学校浄化槽排水改修外を追加したものでございます。

これによって、総事業費が360万円の増となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

(5) 新規に登載となった事業について。

新規に登載となった事業につきましては、このあと個別事業の内容について、政策等調書・総合計画事業進行管理表で担当課長からご説明をいたします。

このたびの総合計画の変更につきましては、福島町総合計画審議会を諸般の事情により、書面により開催してございます。

ただいまご説明した変更の内容、新規事業の内容についてご了承を得ているものでございますので、申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

議案説明の14ページをお開き願います。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、町民課所管の新規事業の内容について、政策等調書でご説明いたします。

事業計画名は、冬のあったか応援給油券給付事業でございます。

現状の認識としましては、新型コロナウイルス感染防止対策の長期化する中で、燃油等の高騰が著しく家計をひっ迫させております。

政策等の発生源につきましては、対象を全世帯としており、意図につきましては冬期間の増嵩経費の軽減を図るとしております。

事業計画につきましては、町内の燃料店で灯油等の購入に使用できる千円券・30枚綴り、計3万円分の冬のあったか応援給油券を生活保護世帯や施設等入所世帯、長期不在の世帯を除く全世帯に給付するもので、事業費は5,900万円となっております。

以上で、町民課所管の新規事業についての説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

8番小鹿議員。

○8番（小鹿昭義）

灯油の券は、いつ発行するのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

議決の方いただければ早急に事務を進めて、年内にはお手元に給油券が届くように準備を進めたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

これは灯油ということですが、オール電化等々のお家もあります。そういうなかで、灯油を全く利用しない家庭もありますので、その点。薪ストーブを焚いている家庭もあります。

そういう点の商品券、券を発行するということですが、薪を買う場合でも対象になるのかどうか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

当然、オール電化、薪ストーブというご家庭もあるのは認識しておりまして、引換できるのは灯油に限らず、灯油等ということで、ガソリンにも使用できるような形で対応しておりますので、灯油を使わない家庭でも、灯油に限らず燃料は高騰しておりますので、そういった形で町内の燃料店で使用できる引換券を発行したいと考えております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第３２号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第３２号は可決いたしました。

◎議案第３３号 福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立について

○議長（溝部幸基）

日程第１１ 議案第３３号 福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

それでは、議案の４１ページをお願いします。

議案第３３号 福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立てについて。

福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面埋立免許の出願に係る意見について、公益上支障のない旨、北海道知事に答申したいので、公有水面埋立法第３条第４項の規定により議会の議決を求める。

令和３年１２月８日提出、福島町長。

内容につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、説明資料１６ページをお願いします。

議案第３３号関係。

福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立てについてでございます。

１、提案の理由について。

福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴い、岸壁部分の拡幅により、公有水面の埋立てが必要となることから、北海道知事より意見書の提出が求められましたので、公有水面埋立法第３条第４項の規定により提案するものであります。

なお、意見書は令和４年２月２６日までの提出を求められております。

２、福島吉岡漁業協同組合の同意について。

公有水面埋立てに係る漁業権利者の同意については、平成２７年３月３１日開催の通常総会において可決されております。

３、公有水面埋立ての面積について。

埋立面積は５２１．１６平方メートルであります。

４、公有水面埋立ての区域について。

公有水面埋立ての区域は次のとおりとなります。

住所が福島町字福島９２６番地及び９２７番地先。

次に、１７ページをお願いします。

図面は、福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う位置を示しており、緑色の枠は福島漁港特定漁港漁場整備事業の全体工事区域。赤色の枠が実際に埋立てる区域となっており、延長は１３２．６３メートルとなっております。

以上で、福島漁港特定漁港漁場整備事業に伴う公有水面の埋立についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第33号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第33号は可決いたしました。

◎議案第34号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第6号）

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第34号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の43ページをお開き願います。

議案第34号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度福島町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,807万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,643万6千円とする。

第2条で、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月8日提出、福島町長。

まず、第2表地方債について、ご説明いたしますので、47ページをお開き願います。

第2表地方債補正の新規追加でございます。

起債の目的で、種苗生産等施設整備事業債、限度額950万円、起債の方法および利率等は記載のとおりとなっております。

次のページをお開きください。

地方債補正の変更でございます。

まず、高齢者等冬の生活支援事業債で、補正前限度額600万円を、補正後100万円に。

町内会館整備事業債で、補正前限度額7,320万円を、補正後7,410万円に。

町道岩部1号線整備事業債で、補正前1,460万円を、補正後1,310万円に。

空家対策等支援事業債で、補正前200万円を、補正後720万円に。

公有林整備事業債で、補正前740万円を、補正後1千万円にするものであります。

引き続き起債の内容について、ご説明いたしますので、No.2議案説明資料の18ページをお開き願います。

それでは、一番上の種苗生産等施設整備事業債、950万円の追加は、国の補正予算計上にあわせて新規に起債するもので、起債区分は補正予算債、充当率100パーセント、交付税算入率50パーセント、算入方法は元利償還金となっております。

次に、高齢者等冬の生活支援事業債で500万円の減額は、冬のあったか応援給油券給付事業を実施することによる減額となっております。

次の、町内会館整備事業債で90万円の追加は、事業費の増による増額となっております。

次に、町道岩部1号線整備事業債で150万円の減額は、事業費の確定及び起債区分が過疎債から地方道路等整備事業債に変更になったことによる減額となっております。

次の、空家対策等支援事業債と公有林整備事業債については、事業費の増による追加となっております。

次に、歳出からご説明いたしますので、22ページをお開き願います。

一般会計補正予算（第6号）の事務事業別説明資料でございます。

説明につきましては、補正額20万円以上のものについて、ご説明いたします。

まず、22ページの2段目、議会タブレット端末導入事業費で32万6千円の追加は、ペーパーレス会議システム利用月数増に伴う追加となっております。

次に、一つ飛んで、2款総務費、1項1目一般管理費の庁舎管理費で80万円の追加は、役場庁舎1階給湯室の水漏れ修繕に係る増額となっております。

次に、5目財産管理費の車両管理費で50万円の追加は、温泉送迎用バスの修理に係る追加となっております。

一つ飛んで、16目地域公共交通維持費の渡島西部4町地域間幹線系統木古内松前線維持奨励金事業費で230万円の追加は、公共交通事業者へ、渡島西部4町が連携して一律で行う奨励金の追加となっております。

次のページをお開きください。

中段になります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の高齢者屋根雪下し及び除排雪費用助成事業費で104万8千円の追加は、補助要綱を見直し、雪下しで発生した雪の堆雪場までの費用の一部助成と、家屋周辺の除排雪費用の助成率を50パーセントから80パーセントへ引き上げに係る追加となっております。

次の、高齢者等冬の生活支援事業費で、500万円の減額は、先ほど地方債で説明したとおり、下段の冬のあったか応援給油券給付事業実施による減額となっております。

次の、冬のあったか応援給油券給付事業費、5,900万円の追加でございます。内容につきましては、先程の総合計画変更のなかで町民課長が説明したとおりとなっております。

次のページの2段目をご覧ください。

2項2目児童措置費で669万7千円の追加は、児童手当業務に係る現況届対象者変更等に係るシステム改修で237万6千円、福島幼稚園入園者確定による施設型給付負担金で432万1千円、それぞれ追加となっております。

次に、6目子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業費で、1,698万5千円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を給付するもので、対象者を300人と見込んでおります。

次のページをお開きください。

4款衛生費、1項2目予防費のガン検診推進事業費で54万5千円の追加は、各種ガン検診の受診者数の増減により追加するもので、大腸ガン検診と肺ガン検診を増額するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費414万1千円と、その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業費798万9千円につきましては、いずれも3回目のワクチン接種に係る追加補正となっております。接種時期につきましては、1月下旬以降に医療従事者等から接種をはじめ、3月末までに65歳以上の3回目接種を終える予定としております。

なお、64歳以下につきましては、4月以降新年度予算で対応することとしております。

次に、9目温泉健康保養センター管理運営費で55万円の追加は、貯湯槽2基の清掃業務委託料の追加となっております。

次に、2項清掃費、2目広域事務組合費で179万8千円の追加は、し尿処理施設等の燃料費高騰に伴う負担金の増額となっております。

次に、6款農林水産業費、2項3目町有林造成事業費で184万円の追加は、館の沢地区町有林間伐事業料の増加に伴う追加で、間伐面積は4.36ヘクタールとなっております。

次のページをお開きください。

4目熊等による被害対策費、ハンター人材育成支援事業費で65万7千円の追加は、指導ハンターによる新規従事者への指導等に対する支援等経費の追加となっております。

次に、5目治山費の自然災害防止事業費で34万4千円の追加は、松浦地区の排水側溝清掃に係る車両借上料の追加となっております。

次に、3項水産業費、2目水産振興費の新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費で60万9千円の追加は、アワビ施設の海水取水ポンプ修繕費に51万1千円、暖房器具更新に係る管理用備品購入費で9万8千円の追加となっております。

次に、種苗生産等施設整備事業費で1,900万円の追加は、地方債補正でご説明したとおり、国の補正予算計上に合わせて、今回、実施設計業務委託料を追加するものであります。

なお、実際に委託業務は令和4年度に実施される見込みであるため、繰越明許費として3月議会までに、令和4年度に繰り越す予定としております。

次に、漁業生産基盤安定化支援事業費で800万円の追加は、コロナ禍における国内需要の低下に伴う魚価低迷により厳しい経営状況にある漁業協同組合の支援金となっております。

次に、7款商工費、1項2目商工振興費の地域経済緊急支援事業費で720万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食業や交通事業者等に対して、事業継続のための支援を行うもので、対象事業者を36件、1件当たり20万円の支援としております。

次のページをお開きください。

8款土木費、4項3目住環境整備事業費の空家等対策支援事業費で200万円の追加は、吉野地区の空家1件が危険な状態となっておりますので、その除去費用として追加計上するものであります。

1つ飛んで、10款教育費、1項2目事務局費のALT招致費で40万8千円の追加は、12月から小中学校に新たに2名のALTが任用されたことに伴う各種負担金の追加となっております。

なお、2名とも国籍は米国で、男性1名、女性1名となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費の各学校校舎営繕事業費で349万7千円の追加は、福島小学校の浄化槽ばっ気ブロウ移設に係る修繕費で81万3千円、吉岡小学校の浄化槽排水ポンプ槽配管改修工事で268万4千円、それぞれ追加となっております。

次のページをお開きください。

2段目になります。

12款諸支出金、2項1目繰出金で596万5千円の減額は、介護会計で188万1千円の減、浄化槽会計で5万9千円の増額、診療所会計では414万3千円の減額となっております。

次に、13款職員給与費、1目職員給与費で221万3千円の追加は、正職員の標準月額報酬確定による共済組合負担金の追加となっております。

2目会計年度任用職員給与費で2万4千円の追加も、同じく標準月額報酬の確定によるものであります。

なお、これら給与費の補正の詳細につきましては、No.1議案の67ページから68ページに給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご参照願います。

以上で、歳出の説明を終わります。

引き続き歳入をご説明いたしますので、19ページをお開き願います。

歳入について、ご説明いたします。

まず、1款町税、1項町民税、1目個人、現年課税分で2,024万円の追加は、今年度調定額の確定

による増額となっております。

次に、13款国庫支出金、1項2目1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で796万7千円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種事業に係る10分の10の国庫負担金となります。

その下の2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の3節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で595万7千円の追加は、飲食店等支援事業費に係る臨時交付金充当となっております。

2目民生費国庫補助金の2節の子ども・子育て支援事業費補助金で237万6千円の追加は、児童手当システム改修に伴う補助金の追加となっております。

その下、5節と6節の子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）支給事業費補助金1,480万円と事務費補助金138万5千円は、一人当たり5万円給付に係る10分の10の国庫補助金となっております。

次の、3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金414万1千円も3回目接種に係る補助金となっております。

次のページをお開き願います。

2段目になります。

14款道支出金、2項4目農林水産業費補助金の2節森林環境保全整備事業補助金で141万6千円の追加は、町有林整備事業に対する補助金となっております。

その下、3節の水産業振興構造改善事業補助金950万円の追加は、種苗生産等施設整備事業に係る補助金となっております。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で5,831万円の追加は、今回の補正に係る、財源調整による増額となっております。これにより令和3年度の財政調整基金からの繰入額は、9,582万6千円となります。

次のページをご覧ください。

最後に、20款町債は、先ほど説明しました第2表の地方債補正でご説明申しあげましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第34号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第6号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

23ページの車輛管理費50万円の修理代というのは、この車輛は年式がいつで、修理箇所というのはどこでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

ちょっと今手元に資料ないので、後ほどお答えしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時18分）

（再開 15時18分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

今回、一般の会計に何も載っていないのですが、企画課にちょっと聞きたいと思います。

今回コロナ対策として、何か企画として考えているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時19分）

（再開 15時19分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

コロナの対策で企画で何かというような事だったんですけども、直接企画で考えていたというか、今回補正で上げている産業課・飲食店の支援の720万円もコロナの対策事業になりますし、あと、木古内・松前線の維持奨励金こちらもコロナの影響で自粛だったり、観光客というか、そういう利用者が減ったというところの支援の部分につきましては、コロナ対策という形のものと言えるかなと思ってございます。

ただ、一応どういったものということであると、今回の補正で登載している部分については、主には2つの事業がそういったものになるのかなと思ってございますし、もう一方では、大きく言えば今の「冬のあったか支援事業」も、これは全世界のこと、原油の高騰というところが影響されているのかなという風に思っていますので、凄く大きい意味でいけば、冬のあったか支援の給付券の給付事業もコロナ対策というような形で言えるのかなと思ってございます。

それぞれ、各所管するところの担当の方で補正を上げているという状況でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

22ページの議会タブレット端末のところで、ちょっとお聞きしたいのですが、現状皆さんタブレットを使っていると思うのですが、画面あるじゃないですか、画面ある状態で、何て言うの、画面を明るくすると出力今ちょっと下がっているんですね。電源が。

議場にやっぱり、今後コンセント等、充電が必要だと思うのですが、その辺お答えできる範囲でお願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 15時22分）

（再開 15時22分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

29ページの地域支援の部分で、36件に対して20万円と、それで720万円となっているのですが、前回出された時に、飲食店に大型の店に、何て言いますか、宴会場に対して30万円と。その次に、酒屋

さんと他の店に対して１０万円というような支援されたと思うのですが、今回は一律２０万円にした理由等その辺をお願いします。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

今回、一律２０万円という部分については、この背景にはコロナに係る時短要請という部分があつて、先ほど企画課長言ったとおり、コロナの交付金を活用させてもらっています。

それで、第一については飲食店、これはお酒も提供するという部分は当然ありまして、道・国の要請に基づいて時間で要請受けておりますと。そこに係るお酒小売業者、そこら辺の部分とかも、やはり一律で影響を受けているであろうということで、今回は区分けをすることなく一律、影響という部分で２０万円にしております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

６番杉村志朗議員。

○６番（杉村志朗）

今の２９ページの３業種、酒提供・飲食・交通事業者、それぞれの件数何件ありますか。

まず、それを教えてください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

件数につきましては、飲食店で１５件、酒屋等小売業で１７件、ガソリンスタンド、ハイヤーで計４件。トータル３６件となっております。

○議長（溝部幸基）

６番杉村志朗議員。

○６番（杉村志朗）

最後の交通事業者の分にガソリンスタンド３件、ハイヤーということで、それでいいですか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 １５時２５分）

（再開 １５時２５分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

４件で合っております。内訳につきましては、ガソリンスタンドが３件、ハイヤーさんで１件、計４件となっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

先程、杉村議員からご質問ありました車輛管理費のバスの修理の関係です。

温泉バスでございますけども、年式が平成２１年車で、主な修理箇所がフロントサスペンション、大きいところですね。あとは、オイルパンの取り替えと、エアーサスペンションのコンプレッサー、それから

エアドライヤーの取り替えというような形で、ちょっと金額が大きくなっております。

○議長（溝部幸基）

改めて、質疑ございませんか。
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。
説明員との意見交換を行います。
7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど企画課にも聞いたんですが、29ページの部分で今回新型コロナ対策として720万円やっているのですが、支援するにあたって無償で出来るものとして広報誌あるじゃないですか、今、広報誌で皆様に例えば飲食店なり色んな建設業者なり載せていますよね。広報に対して。そこで5千円なり1万円取っていているというのであれば、今回コロナ対策として町として無償化、ある程度の一定の期間を無償化にして、無料で例えば色んな店の紹介等も加えて行ったらどうかという提案なのですが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

住吉英之企画課長。

○企画課長（住吉英之）

まずは広報誌の広報の関係。各事業者さんが広報誌の下の一覧を使って、半分だと5千円、1段全部使うと1万円というような形で、広報を出来るような仕組みになっています。それを利用して、自分のお店だったり事業のPRされているというところであるかと思います。

そちらにつきましては、一つのご意見につきましては、一つのそういった対策の参考になるのかなと思ってございます。今まで、特段そういうPRが利用されているという方、特定というか、限られた毎月のようにやられている方もいらっしゃいますし、スポット的にやられている方もいらっしゃる所でございますけれども、もし、今言ったような形で無料にしたら、どれだけ利用されるかというのはちょっとわかりませんが、一つ今のは今後の対策を立てるにあたっての一つの参考にしてみたいなとは思ってございます。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

先程の交通事業者のスタンド3件というのは、どういう意図でスタンドが入ったんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

スタンドの3件につきましては、先程も申し上げました外出自粛とか、制限かかった部分について、まず考えております。それで、町外から例えば観光客とか来ていただく、例えば記念館寄ったりとか、そういう部分でガソリンを入れていただくという部分が、私どもオイル協会さんとも話しさせてもらって、相当件数が落ちていると。そういう部分がありまして、ガソリンという部分に特化した支援ということで今回提案してございます。

○議長（溝部幸基）

6番杉村志朗議員。

○6番（杉村志朗）

そのなかに、ハイヤー業界会社も1件入っていますので、一応ハイヤー業界と、今回でコロナってこの事業にあれするのは何回目ですか。それを教えてください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

町の支援では、今回で4回目になります。

○議長（溝部幸基）

6 番杉村志朗議員。

○6 番（杉村志朗）

そのなかに、ハイヤー会社もということでございましたけれども、確かにハイヤー会社の場合は従来、時間が早く締めてあった印象で、そういうのも対象になりながらの前に給付貰ったわけですが、一応今の状況からいって、ハイヤー会社というのは町の輸送代行ですか、そういうのを3箇所くらい受けているんですよね。そういうことでも、まだハイヤー会社に支援しなきゃならないという、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

昨年からコロナの関係で、色んな意味で町として国の臨時交付金を活用しながらやらせていただいております。ただ、それぞれに色んな目的があって今やられております。過去には、一律全体事業者を応援する、漁業者を応援する、農業者を応援する。

今回の場合は、2年間に亘って大体年末はじめ年始初め、本来であれば一番町内の経済、飲食店含めて、忘年会だったり新年会、そういった動く時に飲食店が大変でしょうということで今回応援した。

そして、それに関連する事業として当然タクシーも夜の時間帯になりますと、当然アルコール入りますので、そこで活用するところが止まっているという状況で、今回動かさせていただきました。

町の委託を受けている事業それはまた別個の話でありますので、それは大型バスであったり、そういったものを活用してやっていますので、タクシーという特化の中では確かに小学校の送り迎えとか若干はありますけども、そここのところは全く違う話でありますので、町内からタクシー業者が無くなるということは高齢者の足だとか、色んな形でまた不便をきたす事がありますので、我々としては、事業をちゃんと継続していただくためにも、今回大変なところを少し応援させていただくということで、今回包含して、全体の制度設計させていただきました。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第34号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第34号は可決いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15時33分)

(再開 15時43分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第35号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第35号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の69ページをお開き願います。

議案第35号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,174万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億444万7千円とする。

令和3年12月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容につきましては、歳出では令和2年度の北海道保険給付費等交付金が確定により返還金が生じたことによる追加と、歳入では今年度の国民健康保険税の課税実績に伴う追加となっております。

それでは、20万円以上の補正額につきまして、歳出から説明をしますので、77ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金1,126万9千円の追加は、歳入の国民健康保険税の追加に伴い対応する国民健康保険事業費納付金を追加するものであります。

次の段、7款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金25万円の追加は、過年度に遡及して国保の資格が喪失したことにより対応する保険税を還付しておりますが、今後の還付金の発生に対応するため追加するものであります。

6目療養給付費等交付金償還金244万9千円の追加は、令和2年度の北海道保険給付費普通交付金が確定したことにより、244万8,983円の返還金が生じたため追加するものであります。

次のページをお願いします。

9款基金積立金、1項1目事業基金積立金244万9千円の減額は、先程の北海道保険給付費交付金の返還に伴い同額を減額するものであります。

次の段の、10款予備費、1項1目予備費21万6千円の追加は、過年度の保険税を還付するため予備費21万5,700円を既に充用したことから同額を追加し、今後の充用に対応するものであります。

次に、歳入の主な増減を説明しますので、75ページにお戻りください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税1,174万5千円の追加は、令和3年度の保険税の賦課実績により、1節医療給付費分が946万3千円、2節後期高齢者支援金分が238万1千円の追加、3節介護納付金分につきましては9万9千円を減額いたします。

以上で、議案第35号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第35号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第35号は可決いたしました。

◎議案第36号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第36号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案1の79ページをお開き願います。

議案第36号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ395万4千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,823万5千円とする。

令和3年12月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の主な内容につきましては、歳出では事務処理システム改修委託料の追加と、会計年度任用職員に係る退職手当組合負担金の追加、基金積立金の額の追加が主なものであります。

歳入におきましては、今年度の介護保険料の賦課実績による追加と、システム改修に伴う補助金などとなっております。

それでは、補正予算の主な内容について、歳出から説明をいたします。87ページをお開きください。

20万円以上の部分を報告読み上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費で121万円の追加は、令和3年度介護報酬会計に伴う事務処理システム改修委託料の追加であります。2分の1が国庫補助の対象となっております。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費36万6千円の追加は、会計年度

任用職員1名の退職手当組合に係る負担金を、本来9月会議で追加補正すべきでしたが、補正計上漏れが判明しましたので今回計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項1目一般介護予防事業費38万5千円の追加は、先程と同様に会計年度任用職員の1名の退職手当組合負担金の追加でございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金184万5千円の追加は、歳入で介護保険料を追加計上することに伴い基金積立金を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

次のページは20万円以下ですので、歳出は以上で、次に歳入を説明しますので85ページにお戻りください。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料359万2千円の追加であります。今年度の介護保険料の賦課実績に伴い追加するものであります。

3款国庫支出金、2項3目事務費補助金60万5千円は、歳出の事務処理システム改修委託料の国庫補助金でございます。

4目保険者機能強化推進交付金79万9千円と、次の、5目介護保険者努力支援交付金83万9千円の追加につきましては、国より、この度交付決定がありましたので追加するものでございます。

7款繰入金、1項3目その他繰入金188万1千円の減額は、事務費繰入金について介護保険料の追加に伴い減額するものでございます。

以上で、議案第36号 令和3年度福島町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第36号は可決いたしました。

◎議案第37号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第37号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の93ページをお開き願います。

議案第37号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ426万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,628万4千円とする。

令和3年12月8日提出、福島町長。

今回の補正予算の内容につきましては、後期高齢者医療保険料の賦課実績により歳入歳出とも追加するものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

101ページをお願いします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金426万5千円の追加は、歳入の保険料の追加に伴い、同額を広域連合に納付するための追加でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、99ページにお戻りください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料426万5千円の追加であります。今年度の後期高齢者医療保険料の賦課実績に伴い追加するものであります。

以上で、議案第37号 令和3年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第37号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第37号は可決いたしました。

◎議案第38号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第38号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村田洋臣町民課長。

○町民課長（村田洋臣）

それでは、議案の103ページをお開き願います。

議案第38号 令和3年度福島町浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度福島町の浄化槽整備特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,598万7千円とする。

令和3年12月8日提出、福島町長。

それでは、補正の内容につきまして、歳出から説明いたしますので、111ページをお開きください。

1款浄化槽整備業費、1項1目浄化槽施設管理費で5万9千円の追加ですが、浄化槽の休止の為の清掃に係る手数料を追加するものでございます。

次に、歳入の説明をいたしますので、109ページをお開き願います。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金で5万9千円を追加するものでございます。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第38号は可決いたしました。

◎議案第39号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（溝部幸基）

日程第17 議案第39号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の113ページをお開き願います。

議案第39号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和3年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,837万7千円とする。

令和3年12月8日提出、福島町長。

今回の主な補正につきましては、歳出では薬剤について、前年同様、購入実績見込みにより補正対応とすることから追加するものでございます。

また、歳入では新型コロナウイルスワクチン接種に係る手数料が増加したことによるものでございます。

それでは、補正内容を歳出から説明をいたしますので、121ページをお願いします。

2款診療事業費、1項1目診療費720万円の追加は、医薬材料費の追加であります。11月までの実績で月の平均が285万5千円となり、平均額を12か月で換算した場合720万円が不足となる見込みであることから、今回追加するものでございます。

次に、歳入を説明しますので、119ページにお戻りください。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入109万円、2目社会保険診療報酬収入163万5千円、3目後期高齢者医療診療報酬収入297万7千円、4目一部負担金149万8千円につきましては、歳出で補正計上いたしました医薬材料費720万円を、受診割合により、それぞれ追加計上するものでございます。

2項1目使用料及び手数料418万3千円の追加は、予防接種手数料の追加で、主に新型コロナワクチン接種に係る手数料実績により追加となるものでございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金414万3千円の減額は、予防接種手数料が追加となったことにより減額となるものでございます。

以上で、議案第39号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第39号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第39号は可決いたしました。

◎議案第40号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第40号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、125ページをお開きください。

議案第40号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度福島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

第1款水道事業費用、補正予定額152万6千円、計1億317万円。

第1項営業費用、補正予定額152万6千円、計1億216万9千円でございます。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費、補正予定額62万6千円、計1,503万7千円。

令和3年12月8日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、127ページをお開きください。

実施計画説明書でございます。

収益的収入及び支出。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費、補正額62万6千円、計2,325万8千円。内容は、手当等が47万1千円、時間外勤務手当でございます。

続きまして、法定福利費15万5千円、共済組合負担金例月でございます。

4目総係費、補正額90万円、計1,746万6千円でございます。内訳としまして、委託料が水道料金改定に伴う調定システム改修委託業務でございます。

以上、議案第40号の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第40号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第40号は可決いたしました。

◎発委第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について

○議長（溝部幸基）

日程第19 発委第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番 川村明雄総務教育常任委員長。

○5番（川村明雄）

それでは、議会提出議案でございます。

議会提出議案の1ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了解ください。

発委第6号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、議会・会議条例の規定により提出します。

次、2ページでございます。

北海道内では、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきている。

このことは、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の衰退を招きかねない状態となっている。

また、本年9月以降、赤潮が発生し、ウニや秋サケなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせていることから、「2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。」「5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。」など6項目を、国に強く要望するため、地方自治法に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものでございます。

なお、本意見書は12月6日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し上げます。

また、全道の町村議会が一丸となった取り組みであることを申し添え、説明を終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第6号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第6号は可決いたしました。

◎休 会 の 議 決

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本12月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和3年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和3年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

◎休 会 宣 告

○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

（休会 16時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 杉 村 志 朗

署 名 議 員 藤 山 大